

横浜市

新型インフルエンザ対策行動計画

(平成 17 年 12 月策定)

(平成 24 年 2 月改定)

新型インフルエンザ対策行動計画

策定経緯

- ・平成 17 年 12 月策定
- ・平成 20 年 12 月改訂
- ・平成 22 年 5 月改訂
- ・平成 24 年 2 月改定

目次

はじめに		P1
<総論>		P2
1	新型インフルエンザ	P3
2	流行規模及び被害の想定	P3
3	計画策定の目的	P5
4	発生段階と対応の考え方	P5
5	対策の基本方針	P7
6	行動計画の主要7項目	P10
	▶ 新型インフルエンザ対策事務分掌	P15
	▶ 横浜市における各発生段階に応じた推進体制と主な対応	P16
<各論>		P18
	未発生期	P19
	海外発生期	P26
	市内未発生期	P31
	市内発生早期	P36
	市内感染期	P41
	小康期	P46
	別添：国内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対策	P48
参考資料		P50
	鳥インフルエンザと新型インフルエンザの関係	P51
	用語解説	P52
	新型インフルエンザ Q&A	P56

はじめに

新型インフルエンザの流行は、過去の事例からみても数十年単位で必ず発生しており、そのたびに市民生活に大きな影響を及ぼしています。

そのため、近い将来に大流行が起こるであろうとの予測の下、国は行動計画やガイドライン等を定め、発生時に円滑に対応できるよう様々な対策が講じられてきたところです。

横浜市においても新型インフルエンザの発生に備え、対策の強化徹底を図るため、「横浜市新型インフルエンザ対策推進会議」で討議を行い、平成 17 年 12 月に「横浜市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定しており、その後の国の行動計画改定に合わせて、随時内容の見直しも行ってきたところです。

計画策定とこれに沿った準備を図ってきたにも関わらず、平成 21 年 4 月に発生した新型インフルエンザ（以下「インフルエンザ（H1N1）2009」という。）大流行では、国と市の情報共有に係る調整不足、マスクや手指消毒薬等の医療資源の逼迫、発熱外来を設置した地域中核病院等の疲弊、更にはワクチン接種に係る混乱など多くの問題・課題が生じる結果となりました。

原因の一つとして、これまでの行動計画は強毒型のインフルエンザを想定したものであり、弱毒型の場合に対応できる内容となっていなかったことが挙げられます。

他方で、病原性の高い強毒型の新型インフルエンザ発生の可能性に変わりはなく、病原性が季節性並み（弱毒型）であったインフルエンザ（H1N1）2009 においても、一時的・地域的に医療資源・物資の逼迫が見られたことから、強毒型が発生しまん延する場合に備え対応できるよう十分な準備を進めることも必要です。

これは国の行動計画についても同様であり、今後はウイルスの毒性や感染力の程度、国内での流行状況等に応じて、柔軟に対応できる計画への改定が急務であるといえます。

この状況を踏まえ、国は平成 23 年 9 月に「新型インフルエンザ対策行動計画」の改定を実施しました。

そのため、横浜市においても、国の改定を踏まえ、インフルエンザ（H1N1）2009 の課題や反省、地域中核病院等との連携で得られた知見や教訓を活かし、行動計画を改定することとしました。

なお、今後も新型インフルエンザに関する新たな情報、関係機関からの意見を反映させて必要に応じて改定を実施し、内容の充実、体制の整備を進めることにより、市民の健康被害を最小限に止めることができるよう図っていくこととします。

また、円滑な対応となるよう、適宜、関係区局においてもマニュアル等を整備して具体化を図っていく予定です。

横浜市は、人口 370 万人を数える大都市であり、国際的貿易港を有することに加え、首都圏にあって、圏内に国際空港が位置しています。このため、市内医療関係者をはじめ、神奈川県や九都県市等の近隣自治体とも連携して、新型インフルエンザ対策に取り組み、市民の安全・安心の確保に注力してまいります。

横 浜 市
新型インフルエンザ対策行動計画

< 総論 >

1 新型インフルエンザ

新型インフルエンザは、毎年、流行を繰り返している季節性インフルエンザウイルスとは、ウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年で発生する。ほとんどの人が、新型のウイルスに対する免疫をもっていないため、世界的な大流行（以下「パンデミック」という。）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的・経済的な影響をもたらすことが懸念されている。

20 世紀には、新型インフルエンザのパンデミックが 3 度あり、大正 7 年（1918 年）のスペインインフルエンザ（A/H1N1）では、世界中で約 4,000 万人が死亡したと推計されており、わが国でも約 39 万人が死亡している。また、昭和 32 年（1957 年）のアジアインフルエンザ（A/H2N2）や、昭和 43 年（1968 年）の香港インフルエンザ（A/H3N2）でも、医療提供機能の低下や社会機能や経済活動など、様々な混乱が記録されている。

近年、高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）の発生が、アジア、アフリカ、ヨーロッパなど広い地域で確認されており、過去日本においても発生が確認されている。特にインドネシア、ベトナム、中国、エジプト等では、人への感染や死亡例が報告されており、人類に対する脅威となっている。

また、このような鳥インフルエンザのウイルスが変異することにより、人から人へ感染する能力を獲得する危険性が高まっている。

過去の新型インフルエンザが流行した時と比べて、現在は、衛生環境や医療供給体制が向上しているため、これまでの記録から被害を推定することは難しいが、近年の人口の増加と、都市への集中、高速大量交通手段の発達により、新型インフルエンザが発生した場合には、短期間に感染が拡大し、かなりの健康被害が出現する可能性が高いと考えられる。

2 流行規模及び被害の想定

新型インフルエンザの流行規模は、出現時期や、発生した場合の病原性や感染力等に左右されるもので、現段階で、これを完全に予測することは難しい。このため、国では、過去の世界で大流行したインフルエンザのデータを参考とし、一つの例として、発病率については、全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患すると想定し、致死率については、アジアインフルエンザ等並みの中等度の場合は 0.53%、スペインインフルエンザ並みの重度の場合は 2.0%と想定した。⁽¹⁾ 全人口の 25%が新型インフルエンザに罹患すると想定した場合、医療機関を受診する患者数（上限値）は、約 2,500 万人と推計し、入院患者数及び死亡者数については、病原性が中等度の場合では、入院患者数の上限は約 53 万人、死亡者数の上限は約 17 万人となり⁽²⁾、重度の場合では、入院患者数も上限は約 200 万人、死亡者数の上限は約 64 万人となると推計した。

この推計を本市にあてはめ、人口の約 25%が新型インフルエンザに罹患すると想定して試算したところ、医療機関を受診する患者数は上限約 73 万人、入院患者数及び死亡者数については、病原性が中等度の場合では、入院患者数の上限は約 16,000 人、死亡者数の上限は約 5,000 人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約 55,000 人、死亡者数の上限は約 18,500 人となる

と推計した。

- (1) 「新型インフルエンザ対策に関する検討小委員会報告書」2004年（平成16年）
- (2) 第7回ヨーロッパインフルエンザ会議の勧告に基づき、米国疾病予防管理センター（以下「CDC」という。）の推計モデル（FluAid 2.0 著者 Meltzer ら、2000年7月）を用い推計

＜横浜市における新型インフルエンザ流行時の健康被害予測＞

市内人口の25%が罹患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数の推計		
医療機関を受診する患者数	386,815人～728,293人（中間値 499,512人）	
入院患者数	中等度	重度
	～約16,000人	～約55,000人
死亡者数	中等度	重度
	～約5,000人	～約18,500人

- *平成23年1月1日現在年齢別人口より試算
- *入院患者数、死亡者数については、過去に世界で流行したインフルエンザデータを参考にアジアインフルエンザ等での致死率を中等度（致死率0.53%）、スペインインフルエンザでの致死率を重度（致死率2.0%）として、国の行動計画の被害想定を参考に予測
- *新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の衛生状況等は考慮されていない。
- *この推計は今後も適宜見直すことがある。

＜参考＞

	神奈川県		全国	
医療機関を受診する患者数	約92万人～約177万人		約1,300万人～約2,500万人	
入院患者数	中等度	重度	中等度	重度
	～約37,000人	～約141,000人	～約53万人	～約200万人
死亡患者数	中等度	重度	中等度	重度
	～約12,000人	～約45,000人	～約17万人	～約64万人

- *神奈川県年齢別人口統計調査結果（H22. 1. 1現在）データにより試算
- *全人口の25%が罹患すると想定した場合の医療機関を受診する患者数の推計

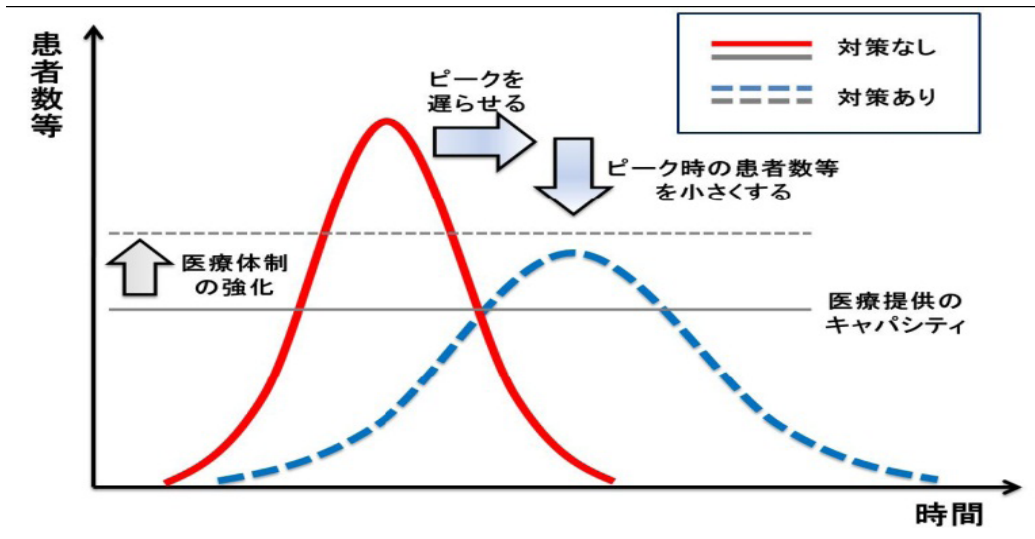
一方、新型インフルエンザによる社会・経済的影響は、流行のピークの差異により地域差や業態の差はあるものの、罹患した人や家族の罹患等から、従業員の最大40%程度が欠勤することが想定されるとともに、不要不急の事業の休止、物資の不足、物流の停滞等が予想され、経済的活動の大幅縮小の可能性がある。また、学校・保育施設等の臨時休業、集会の中止、外出の自粛等の社会活動の縮小、食料品・生活必需品等や生活関連物資の不足など、市民生活のあらゆる場面で様々な

影響が生じることが予想される。

3 計画策定の目的

新型インフルエンザ対策の目的は、市内における感染拡大を可能な限り防止し、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済を破綻に至らせないことにある。

このため、本計画策定の目的は、発生段階に応じて、各区局が連携し、取るべき対策を明らかにするものである。



<対策の効果 概念図>

4 発生段階と対応の考え方

新型インフルエンザ対策は、その発生状況に応じてとるべき対応が異なることから、予め状況を想定し、各状況において迅速かつ確かな対応ができるよう、平時より対応方針を定めておく必要がある。

世界保健機関（WHO）（以下「WHO」という。）のWHO世界インフルエンザ事前対策計画（WHO Global Influenza Preparedness Plan）では、新型インフルエンザの発生状況に応じて6つのフェーズに分類し、それぞれの対応等を規定している。

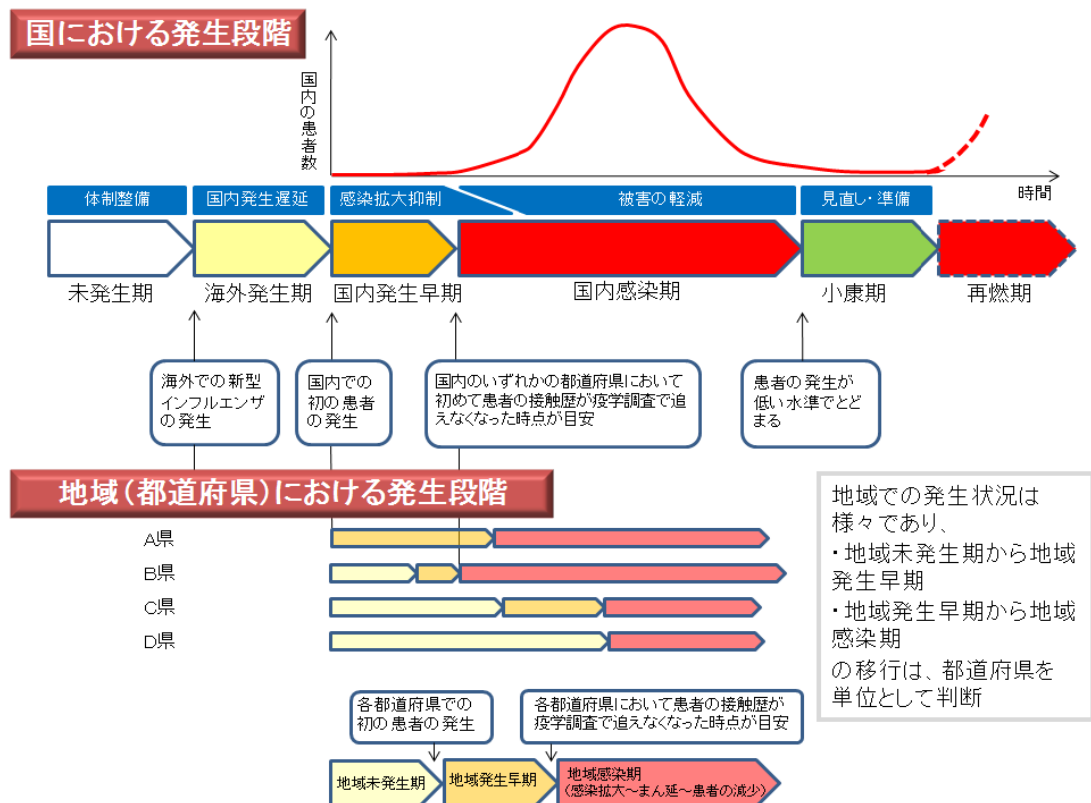
我が国においては、平成 21 年に発生した「インフルエンザ（H1N1）2009」の対応を検証し、平成 23 年 9 月に国は「新型インフルエンザ対策行動計画」を改定した。WHOが宣言するフェーズを参考にしつつ、わが国における戦略の転換点を念頭に、新型インフルエンザ発生前の未発生期、海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期に至るまでを5つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策等を定めている。

神奈川県ではこれを基本としながら、全体としては発生段階を「未発生期」「海外発生期」「本県未発生期」「本県発生早期」「本県感染期」「小康期」の6つに分類し行動計画を策定中である。

本市においても、これらの発生段階に基づき「未発生期（海外未発生期）」「海外発生期」「市内未発生期」「市内発生早期」「市内感染期」「小康期」の6つに行動計画を定め、国、神奈川県が決定する各段階に対応した庁内組織の設置、情報の収集・提供の強化、医療供給体制、防疫体制の確保等の行動計画を実施することとする。

<各発生段階と状態> WHOのフェーズと国及び横浜市における発生段階

WHOのフェーズ	国の行動計画の発生段階	横浜市の発生段階	状態
フェーズ 1、2、3	未発生期	未発生期	新型インフルエンザが発生していない状態
フェーズ 4、5、6	海外発生期	海外発生期	海外（国内）で新型インフルエンザ患者が発生しているが、市内では新型インフルエンザが発生していない状態
	国内発生早期	市内未発生期	
	国内感染期	市内発生早期	市内で新型インフルエンザ患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
		市内感染期	市内で新型インフルエンザの患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大～まん延～患者の減少）
ポストパンデミック期	小康期	小康期	新型インフルエンザの患者の発生が減少し、低い水準で止まっている状態



<出典：国の新型インフルエンザ対策行動計画>

5 対策の基本方針

(1) 新型インフルエンザへの対応の基本的な考え方

新型インフルエンザについては、出現時期を正確に予知することは困難であり、また、その出現そのものを阻止することは不可能である。現在、地球規模で人の交流が行われており、世界のどこかで新型インフルエンザの出現が起これば、国内への侵入は、避けられない状況である。

新型インフルエンザ対策の目的は、ひとたび発生した場合、これをいち早く探知し、発生初期の段階でできる限り封じ込めを行い、流行を遅らせ、適切な対応をとることにより、パンデミック時の感染拡大を可能な限り縮小させ、死亡者数及び重症者数といった健康被害を最小限に止めるとともに、社会・経済機能の低下等を極力抑制することにある。

このため、海外において鳥から人への感染事例の発生確認がされている高病原性鳥インフルエンザ対策及び通常のインフルエンザ対策の充実強化が、新型インフルエンザ対策の充実強化に繋がるものであるため、これらを一体的に進めていく。

また、新型インフルエンザの出現する前に準備対策を講じるとともに、発生時に、迅速かつ的確な対応ができるよう、国の定める「新型インフルエンザ対策行動計画」を参考に本市の各発生段階に応じた行動計画を定める。

一方、新型インフルエンザに際しての医療体制の整備や、市民からの相談受付の整備に努め、市民の不安を低減し、安心を確保するため、新型インフルエンザに関する情報提供を積極的に行い、パニック防止に努める。

なお、新型インフルエンザが発生した場合は、積極的に情報収集を行い、国や神奈川県、九都県市等の近隣自治体及び各関係機関等と密接な連携のうえ対応にあたる。

(2) 対策の推進体制

新型インフルエンザ対策推進にあたっては、政府、厚生労働省及び神奈川県並びに各関係機関と連携した取組みが重要であり、以下の体制により、総合的な対策を推進する。

ア 国、地方公共団体（神奈川県、横浜市）、医療機関等の取組み

(ア) 国

新型インフルエンザの発生前は、「新型インフルエンザ対策閣僚会議」、「新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議」の枠組みを通じ、政府一体となった取組みを推進する。各省庁は、相互の連携や地方自治体との連携を図りつつ、行動計画を実施するための必要な措置を講じる。

新型インフルエンザが発生した場合は、内閣総理大臣及び全ての国務大臣からなる「新型インフルエンザ対策本部」を設置し、対策全体の基本方針を示し、政府一体となった対策を強力に推進する。

その際、政府対策本部は、医学・公衆衛生等の専門家からの意見を踏まえつつ、対策を進める。また、各地域での対策の実施主体となる地方公共団体と緊密な連携を図る。

(イ) 厚生労働省

関係部局から構成される対策推進本部を設置し、新型インフルエンザ対策の具体的な行動計画を改訂するとともに、新型インフルエンザの発生動向の把握、予防・治療など、その流行状況に応じた対策を総合的に推進する。

また、「公衆衛生対策」、「医療体制」、「ワクチン」、「広報・リスクコミュニケーション」の4つの案件に関する専門家から構成される「新型インフルエンザ専門家会議」を組織し、対応の強化を図る。

(ウ) 神奈川県

新型インフルエンザの発生状況や、国内、県内での患者の発生状況に応じて、神奈川県における総合的な新型インフルエンザ対策を関係局等が連携、協力して講じるため、全庁的な推進体制を整備する。

体制整備にあたっては、厚生労働省、国立感染症研究所、横浜検疫所、保健所設置市、市町村及び医療機関等との連携、協力を留意するとともに、保健所設置市や市町村と連携し、円滑な情報共有体制を構築し、県内の新型インフルエンザ対策の効果的な推進に努める。

在日米軍と定期的に情報交換を行うなど連携を図り、新型インフルエンザ対策を進める。

(エ) 横浜市

「横浜市緊急事態等対処計画」、「横浜市新型インフルエンザ対策行動計画」、「横浜市業務継続計画（新型インフルエンザ編）」に基づき、新型インフルエンザ対策の推進及びパンデミックが起こった際の対応について、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関して地域の状況に応じた判断を行い、国、神奈川県等と連携して対策を実施する。

また、在日米軍と情報交換を行うなど連携を図り、より効果的な対応を図る。

関係区局、事業本部は、マニュアルを整備し、対策の具体化を図っていく。

(オ) 市内医療機関

新型インフルエンザを診察するための院内感染対策や必要となる医療資器材の準備などを推進し、発生時において医療提供を確保できるよう、新型インフルエンザ患者の診療体制など診療継続計画の策定を進めることが重要である。

新型インフルエンザの発生時には診療継続計画に基づき、発生状況に応じて新型インフルエンザ患者の診療体制の強化を含め、適切な医療を提供するよう努める。

イ 九都県市

首都圏における広域的な危機管理の一環として検討を行うため、九都県市首脳会議の防災・危機管理対策委員会に「新型インフルエンザ対策検討部会」を設け、防疫や治療など保健医療分野のみならず、市民生活の維持や社会生活の制限についても検討を進める。

ウ 関係機関の協力

感染拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済機能の破綻に至らせないようにするために、関係機関（近隣自治体、医療関係団体、市内の公共交通機関、マスメディア、企業等）の協力を求める。

また、防疫措置に伴う周辺地域の警戒活動や、混乱防止、交通整理のほか、抗インフルエン

ザウイルス薬や救援物資の配布等の警護など、新型インフルエンザ対策に関する犯罪の予防・取締りについて、神奈川県警察へ適宜、支援要請を行う。

エ 市民の協力等

新型インフルエンザ対策としてだけでなく、通常のインフルエンザにおいても、手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケットなどその予防の実践に努める。また、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時に取るべき行動などその対策に関する正しい知識を持ち、新型インフルエンザ患者等の人権が損なわれることのないようにしなければならない。

加えて、新型インフルエンザ発生時に備え、個人レベルにおいても、食料品・生活必需品等の備蓄を行うことが望ましく、発生時には、発生状況・実施されている対策などの情報を得て、感染拡大防止に向けた対策を実施するように努める。

(3) 横浜市の組織体制

ア 趣旨

新型インフルエンザの発生状況に応じて、本市における総合的な新型インフルエンザ対策を関係区局等が連携、協力して講じるため、発生段階に応じた全庁的な対応体制を整備する。

イ 庁内体制

(ア) 横浜市鳥インフルエンザ対策連絡会

未発生期に、高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザの鳥類での感染が、国内（神奈川県外）で発生した場合、横浜市緊急事態等対処計画に基づき「警戒体制」をとり、健康福祉局危機管理責任者（副局長）を統括者とする「横浜市鳥インフルエンザ対策連絡会」を設置する。

※ 鳥類での感染が神奈川県内で発生した場合は、危機管理統括責任者を本部長とする「横浜市鳥インフルエンザ対策警戒本部」及び各区危機管理責任者（副区長）を本部長とする「各区鳥インフルエンザ対策警戒本部」を設置する。

市内で発生した場合は、市長を本部長とする「横浜市鳥インフルエンザ対策本部」及び各区長を本部長とする「各区鳥インフルエンザ対策本部」を設置する。

(イ) 横浜市新型インフルエンザ対策推進会議

新型インフルエンザ未発生期であり、海外で新しい亜型のインフルエンザ感染が確認されているが人から人への感染は基本的にない段階においては、鳥インフルエンザの発生動向を把握し、新型インフルエンザ発生に備えて全市的な体制を整備し、対策を総合的に推進するため、副市長を統括者とする「横浜市新型インフルエンザ対策推進会議」を設置する。（平成20年5月に、従来の「横浜市新型インフルエンザ対策会議」及び「新型インフルエンザ対策連絡会」を一元化している。）

新型インフルエンザ対策は、市民に対する正確な情報提供、発生動向の把握、予防・診断・治療など、本市として、関係区局の横断的な連携が求められるだけでなく、新型インフルエンザ発生に備え、事前に対応を検討しておくことが非常に大切であるため、行動計画を随時見直ししながら、同推進会議を中心に、全市的な体制を整備し、厚生労働省及び神

奈川県等と連携し、対策を総合的に推進する。

(ウ) 横浜市新型インフルエンザ対策本部

国内において鳥インフルエンザ患者が発生した場合、もしくは、海外において新型インフルエンザが発生し、海外発生期になった場合には、総合的かつ効果的な対策を強力に推進するため、市長を本部長とする「横浜市新型インフルエンザ対策本部」及び各区長を本部長とする「各区新型インフルエンザ対策本部」を設置し、新型インフルエンザへの対処方針、対策等を決定し、実施する。なお、発生段階移行時期についても、県及び周辺地域の状況を踏まえ、「横浜市新型インフルエンザ対策本部」において決定します。

(※ 新型インフルエンザ対策の関係区局の事務分掌は16ページを参照)

6 行動計画の主要7項目

国の「新型インフルエンザ対策行動計画」では、その目標と活動を、「実施体制」「サーベイランス・情報収集」、「情報提供・共有」、「予防・まん延防止」、「医療」、「ワクチン」、「社会・経済機能の維持」の7分野に分けて策定している。

本市においても、これに基づき行動計画を策定することとする。

(1) 実施体制

ア 新型インフルエンザに迅速かつ的確に対応するため、各発生段階に応じた行動計画を予め策定し、庁内関係区局及び医療機関等の各関係団体等に確認し、周知しておく。

イ 新型インフルエンザが発生した場合、危機管理部門と公衆衛生部門が中心となり、全区局一丸となった取組みが求められることから、発生段階が進展した場合には、本市として、全庁的に総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。

(2) サーベイランス・情報収集

ア 新型インフルエンザ対策におけるサーベイランスは、新型インフルエンザの患者の早期把握と発生状況、感染の規模等の把握が役割としてあげられる。

イ 国のサーベイランス強化に合わせて、インフルエンザの発生状況を常に把握し、監視体制をとることにより、新型インフルエンザの出現を察知する。

ウ 鳥類、豚におけるインフルエンザウイルスのサーベイランスを行い、これらの動物の間での発生の監視体制をとる。

エ サーベイランスにより把握された流行の開始時期や規模等の情報は、市内医療機関における医療体制等の確保に活用する。また、ウイルス株の性状(亜型や薬剤耐性)に関する情報、死亡者を含む重症者の状況等の国が発する情報を把握し、医療機関での診療に役立たせるように努める。

オ 新型インフルエンザの発生、流行の状況は、発生国、国際機関(WHO、国際獣疫事務局(OIE)、国連食糧農業機関(FAO)等)のほか、厚生労働省、国立感染症研究所等から発信

されており、これらの情報収集にあたる。

カ 感染防御体制や医療供給・検査体制の整備・確保について、発生段階の状況に対応した情報収集を行う。

(3) 情報提供・共有

ア 新型インフルエンザ対策は、高病原性鳥インフルエンザ対策及び通常のインフルエンザ対策の延長線上にあり、鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザの人への感染事例等に関する情報は、新型インフルエンザ発生を示唆する重要な情報の一つである。

イ 新型インフルエンザの発生、流行の状況は、発生国、国際機関（WHO、国際獣疫事務局（OIE）、国連食糧農業機関（FAO）等）のほか、厚生労働省、国立感染症研究所等から発信されており、これらの情報を収集し、関係者間で共有する体制を構築する。

ウ 市内で新型インフルエンザが発生した場合、健康被害の拡大と社会・経済機能の破綻を最小限にすることを目的として、感染防御体制や医療供給・検査体制の整備・確保について、発生状況に対応した情報収集を行う。

エ 収集した情報については、新型インフルエンザの感染防止・拡大防止の観点から、適宜、市民への情報提供を行い、情報を共有していくこととともに、市民の安心を確保し、パニック防止に努める。

オ 市民が情報を受け取る媒体や受け取る内容は、千差万別であることが考えられるため、情報が届きにくい人にも配慮し、複数の媒体を用いて、理解しやすい内容での情報提供に努める。

カ 新型インフルエンザに関する広報担当者（スポークスパーソン）を置き、流行状況に応じて定期的な情報提供を行う。ただし、状況等から、対策本部長の発言が必要な場合は、市長が行う。対策本部では、運営班（情報統括担当）が情報の一元化を図り、報道対応は報道班が、広報関係は広報班が行う。

キ 市内には外国籍を持つ市民も多いほか、観光を目的として来訪する外国人も多く、新型インフルエンザ発生国からの来訪の可能性もあるため、正確な情報を可能な限り多言語により提供していく。

(4) 予防・まん延防止

ア 新型インフルエンザの感染拡大防止策は、流行のピークをできるだけ後ろにずらし、体制の整備を図るための時間を確保することに繋がる。また、流行ピーク時の受診患者数を等を減少させ、入院患者数を最小限に止め、医療体制が対応可能な範囲内に収めることに繋がる。

こうした感染拡大防止策により、医療提供体制を維持し、健康被害を最小限に止めるとともに、社会・経済機能を維持することが可能になると期待される。

イ 新型インフルエンザ予防については、うがい、手洗い、マスク着用、咳エチケット等の基本的な感染予防策の実施や、自らが患者となった場合には、感染を広げないよう外出を控える等の基本的行動の理解促進を図る。

ウ 海外で発生した場合には、状況に応じた感染症危険情報の提供や、国により講じられる検疫

飛行場や検疫港の集約化、査証措置、入国者の検疫強化等の水際対策等に応じた要請に対応する。

エ 患者数が少ない段階では、まず、直ちに患者に対し、新たな接触者を増やさない環境下（入院）で、適切に治療し、新たな感染経路を絶ち、感染源を減らす。

次に、濃厚接触者対策として、積極的疫学調査を実施し、患者の接触者に対し、外出自粛を要請すると同時に、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与と健康観察を行い、地域内の感染拡大を防止する。

患者数が増加した段階では、患者については重症患者のみの入院とし、その他の患者は在宅療養を基本とする。濃厚接触者への抗インフルエンザウイルス薬の予防投与は中止する。

オ 学校・通所施設等の対策については、感染が広がりやすく、このような施設で感染が起こった場合、地域流行の中心となる危険性があるため、発生の早期から、学校・通所施設等に対し、感染拡大の事態を勧告し、教育委員会等と連携し学級閉鎖や臨時休業等の措置を要請する。

更に、社会対策として、外出の自粛や不特定多数の集まる集会活動の自粛要請・勧告等の地域対策、不要不急の事業の自粛要請等の職場対策の実施し、社会的活動における接触機会を減らし、地域や職場における感染機会を減少させる。

（5）医療

ア 新型インフルエンザの流行の規模に応じた医療体制を確保する。

イ 新型インフルエンザが流行した場合、市内の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることや、新型インフルエンザが大規模にまん延した場合、あるいは病状が重度である場合等においては、多数の患者が入院することが想定されるため、事前に計画・検討をする。

このため、本市域の新型インフルエンザに関する保健・医療体制や、海外発生期に設置する「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」等について、医療関係者と協議し、効率的・効果的に医療を提供できる体制確保のための対策強化を図る。

ウ 海外発生期以降は、「帰国者・接触者外来」（発生国からの帰国者や、市内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした外来）を設置し、診療を行う。また、市民からの電話相談を受け付ける「帰国者・接触者相談センター」を設置する。

エ 市内発生早期における医療の提供は、患者の治療とともに感染症のまん延防止対策としても有効であることから、感染症法に基づき、新型インフルエンザ患者等は、感染症指定医療機関等へ入院させる。

オ 市内発生早期では、新型インフルエンザの臨床像に関する情報は限られていることから、サーベイランスで得られた情報を最大限活用し、発生した新型インフルエンザの診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

カ 医療機関は、新型インフルエンザが疑われる者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等の院内感染症対策を実施する。医療従事者は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、ワクチン接種による感染予防対策を実施し、二次感染防止に最大限の注意を払う。

キ 市内感染期以降は、患者数が大幅に増大することが予想されることから、「帰国者・接触者外来」を終了し、一般の医療機関（内科・小児科等、通常インフルエンザの診療を行う全ての

機関)での診療に切り替える。また、感染症指定医療機関以外の医療機関に患者を入院させるとともに、在宅療養の支援を実施することにより、重症者は入院に、軽症者は在宅療養に振り分ける。また、「帰国者・接触者相談センター」も「新型インフルエンザ相談センター」に移行する。

ク 医療の分野での対策を推進するにあたり、医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、地域医師会・学会等の関係機関とのネットワークの活用が重要である。

ケ 新型インフルエンザ対策は、国家レベルの危機管理対策であることから、抗インフルエンザウイルス薬は、国や神奈川県が計画的に備蓄し、健康被害の拡大や社会・経済機能への影響を最小限にとどめることが重要である。

このため、本市としても、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄及び確保の方法や手段、治療薬の限定した使用方法について、厚生労働省の動向を踏まえ、神奈川県と連携しながら、協議・調整を行うとともに、流通状況等を注視する。

(6) ワクチン

ア ワクチンの接種により、個人の発病や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内に収めるように努めることは、新型インフルエンザによる健康被害や社会・経済活動への影響を最小限に止めることに繋がる。

イ 新型インフルエンザの発生前にプレパンデミックワクチンを接種すること(以下「事前接種」という。)により、発生後に一定程度の免疫効果が期待できることから、プレパンデミックワクチンの有効性・安全性に関する研究及び事前接種の実施について、厚生労働省等の動向を注視する。

ウ ワクチン接種が円滑に行われるよう、新型インフルエンザ対策全体のワクチンの位置付けや、ワクチンの種類、有効性・安全性、供給される時期、供給される量、接種対象者、接種順位、接種体制等基本的な情報について、国や県の動向に注視し、積極的に情報提供を行い、市民の理解の促進に努める。

(7) 社会・経済機能の維持

ア 新型インフルエンザは、全人口の25%が罹患し、流行が約8週間程度続くと予想されている。また、本人の罹患や家族の罹患等により、従業員の最大40%が欠勤することが想定され、社会・経済活動の大幅な縮小、停滞を招き、公共サービスの中断や物資の不足により、最低限の市民生活を維持することすらできなくなるおそれがある。

このため、新型インフルエンザ発生時に、社会・経済機能の破綻を防止し、最低限の市民生活を維持できるよう、事業者等において事前に十分準備を行うことが重要である。

イ 各事業者においては、新型インフルエンザに対応した業務継続計画を策定し、従業員や職場の感染対策、継続すべき重要業務の選定、勤務体制等を予め定め、発生に備えることが有効である。

ウ 電気、ガス、水道等の市民生活の基盤となる事業者は、特に、事業継続が社会的に求められているため、国が管理するワクチンの先行接種等の支援を検討する。

エ 本市においても、新型インフルエンザに際し、市の機能を維持し、最低限の行政サービスを維持するため、業務継続計画を策定する。

< 新型インフルエンザ対策事務分掌 >

関係局・区	事務分掌
政策局	1 報道機関との連絡調整に関する事。 2 関連情報の発表及び発表に係る総合調整に関する事。 3 横浜市立大学との連絡調整に関する事。 4 在日米軍との連絡調整に関する事。 5 外国語の通訳・翻訳関係の調整に関する事。 ※ 1、2については、本部設置時は消防部本部運営において活動
総務局	1 本庁舎における感染及び感染拡大防止対策の実施に関する事。
市民局	1 関連情報の広報に関する事。
文化観光局	1 文化・観光及び創造都市関連業務における感染拡大防止対策の実施に関する事。
経済局	1 公営市場からの感染及び感染拡大防止対策の実施に関する事。 2 影響を受けた事業者等への融資に関する事。 3 医薬品、食料品等の流通に関する事。
こども青少年局	1 所管施設等における感染及び感染拡大防止対策の実施に関する事。
健康福祉局	1 新型インフルエンザに関する実務的対策全般に関する事。 2 新型インフルエンザに関する医学的な情報の収集・関係機関との連絡調整に関する事。 3 福祉施設における感染及び感染拡大防止対策の実施に関する事。 4 日本赤十字社との連絡調整に関する事。 5 要援護者に対する支援に関する事。 6 市民からの相談等の対応に関する事。 7 必要な医薬品・医療資器材などの調達に関する事。 8 試験検査に関する事。 9 感染症に関する法令等の運用に関する事。 10 国、神奈川県、他都市との連絡調整に関する事。
環境創造局	1 高病原性鳥インフルエンザの家きん等への感染防止に関する獣医学的な実務対策全般に関する事。 2 獣医学的な情報の収集、関係機関との連絡調整に関する事。 3 家きん等への感染防止に関する国、神奈川県、他都市との連絡調整に関する事。 4 家きん等への防疫措置に必要な医薬品、医療資器材などの調達に関する事。 5 家きん等の飼養者に対する広報に関する事。 6 家きん等の相談に関する事。 7 影響を受けた農家への融資に関する事。
資源循環局	1 高病原性鳥インフルエンザ発生時の患畜等の処分に関する事。 2 汚染物質等の収集・処理に関する事。
建築局	1 新型インフルエンザ対策に係る建築関係法令等の運用に関する事。
港湾局	1 港湾施設からの感染及び感染拡大防止対策の実施に関する事。 2 横浜検疫所との連絡調整に関する事。
消防局	1 市対策本部等の設置及び運営に関する事。 2 関連情報及び活動情報の収集、伝達、集約に関する事。 3 各局間の総合調整及び統制に関する事（健康福祉局の事務を除く）。 4 緊急事態発生の通報受理及び伝達に関する事。 5 非常事態宣言及び市民の社会活動の自粛要請に関する事。 6 新型インフルエンザに関連した救急に関する事。
水道局	1 水道水の安定供給維持のための対策の実施等に関する事。
交通局	1 地下鉄車両・駅及びバスにおける感染及び感染拡大防止対策の実施に関する事。
病院経営局	1 市民病院における医療活動に関する事。 2 市民病院における必要な医薬品・医療資器材などの調達に関する事。
教育委員会事務局	1 市立学校における感染及び感染拡大防止対策の実施に関する事。
区	1 区本部等の設置及び運営に関する事。 2 関連情報の収集及び伝達に関する事。 3 区民からの相談等の対応に関する事。 4 区医療関係団体への協力依頼及び連絡調整に関する事。 5 関係者の健康調査及び保健指導に関する事。 6 区民への広報に関する事。
<p>上記、事務分掌の他、次に掲げる事項については必要に応じて各区局が協力して実施するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○対策本部等と連携した感染拡大防止対策の実施に関する事。 ○新型インフルエンザに関連する情報の収集・提供に関する事。 ○新型インフルエンザに関連する広報・相談に関する事。 ○新型インフルエンザの影響を受けることが予想される所管事業の調整に関する事。 ○所管施設の新型インフルエンザに関連した運用・管理に関する事。 ○対策本部その他関係機関との連絡調整・部内の連絡調整に関する事。 	

< 横浜市における各発生段階に応じた推進体制と主な対応 >

発生段階	庁内体制	横浜市の主な対応
未発生期	<p><鳥から鳥への感染></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 神奈川県外で発生 横浜市鳥インフルエンザ対策連絡会 (会長：健康福祉局危機管理責任者) ○ 神奈川県内で発生 <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市鳥インフルエンザ対策警戒本部 (市警戒本部長：危機管理統括責任者) ・各区鳥インフルエンザ対策警戒本部 (区警戒本部長：副区長) ○ 横浜市内で発生 <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市鳥インフルエンザ対策本部 (市本部長：市長) ・各区鳥インフルエンザ対策本部 (区本部長：副区長) <p><海外で“トリーヒト感染”患者発生></p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市新型インフルエンザ対策推進会議 (議長：副市長) <p><国内で“トリーヒト感染”事例発生></p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市新型インフルエンザ対策本部 (市本部長：市長) ・各区新型インフルエンザ対策本部 (区本部長：区長) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「横浜市新型インフルエンザ行動計画」の策定 ・「横浜市業務継続計画（新型インフルエンザ編）」の策定 ・鳥インフルエンザ、新型インフルエンザに関する情報収集 ・通常のインフルエンザに対するサーベイランス ・鳥インフルエンザのサーベイランス ・鳥インフルエンザの人への感染事例への対応 ・横浜検疫所との連携等 ・鳥インフルエンザ防疫対策 ・地域医療体制の確保と整備 ・入院患者受入医療機関の確保 ・医療資器材の整備 ・検査体制の整備 ・抗インフルエンザウイルス薬、ワクチンの情報収集等 ・市民への情報提供（随時見直し） ・市民、事業者に対する事前準備の要請
海外発生期	<p><海外で“ヒト-ヒト感染”発生疑いがあり、国が対策本部を設置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市新型インフルエンザ対策本部 (市本部長：市長) ・各区新型インフルエンザ対策本部 (区本部長：区長) 	<ul style="list-style-type: none"> ・インフルエンザサーベイランスの強化 ・検疫法等に基づく感染拡大防止等への対応 ・出入国等への対応 ・国内発生に備えた対策の準備・実施 ・帰国者・接触者相談センターの設置 ・帰国者・接触者外来の設置 ・国の接種順位に基づくプレパンデミックワクチン接種
国内発生早期	<p><国内で“ヒト-ヒト感染”患者発生></p> <ul style="list-style-type: none"> ・横浜市新型インフルエンザ対策本部 (市本部長：市長) ・各区新型インフルエンザ対策本部 (区本部長：区長) 	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症法に基づく措置（入院勧告、確定診断、疫学調査等） ・市民、事業者に対する感染防止策の普及啓発 ・発生地域における不要不急の大規模集会等不特定多数の集まる活動の自粛要請・周知 ・患者が関係する発生地域の学校等の臨時休業等の要請 ・感染の可能性がある従業員の出勤停止・受診の要請
国内感染期	<p><市内感染期に移行する時期></p> <p>「非常事態宣言」【市長】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・状況に応じた通常のインフルエンザサーベイランスの中止 ・帰国者・接触者相談センターの拡充 ・医療従事者等抗インフルエンザ薬・プレパンデミックワクチンの投与 ・病院・高齢者施設等における感染予防策の強化 ・市内における不要不急の大規模集会等不特定多数の集まる活動の自粛 ・市民の外出自粛要請、更なる感染防止策の推奨 <ul style="list-style-type: none"> ・一般の医療機関での診断・治療（帰国者・接触者外来の中止） ・ファクシミリ診療等 ・回復期に至るまでの市民、事業所等への感染防止策の周知・徹底要請 ・病床不足が予想される場合の利用可能な施設に対する患者対応 ・新型インフルエンザ相談窓口の設置（帰国者・接触者相談センターの廃止） ・在宅療養者への支援 ・介助者がいない者への支援 ・計画の見直し検討等 ・火葬炉の稼働、一時的な遺体安置施設の確保
小康期	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市新型インフルエンザ対策本部 (市本部長：市長)の解散 ・各区新型インフルエンザ対策本部 (区本部長：区長)の解散 <p>※ 国の「小康期」宣言を踏まえて、「非常事態宣言」を解除【市長】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「横浜市新型インフルエンザ行動計画」に関する総合評価 ・まん延防止策の縮小 ・相談センターの縮小・終了 ・ワクチン接種開始への対応 ・流行が収まるまでの情報提供 ・流行の第二波に備えた「横浜市新型インフルエンザ対策行動計画の見直し検討等

※ 発生段階の拡大局面での主な対応の重複内容は省略

横浜市 新型インフルエンザ対策行動計画

<各論>

未発生期

【状態】 新型インフルエンザが発生していない状態

- 【目的】 ○ 発生に備えて体制の整備を行う。
○ 国・他の地方自治体と連携し、発生の早期確認に努める。

I 実施体制**1 危機管理体制**

- (1) 海外で鳥インフルエンザ患者が発生した場合は、副市長を統括者とする「横浜市新型インフルエンザ対策推進会議」を設置し、海外での患者発生と対応状況を確認するとともに、国内での患者発生や流行に備えて対策を講じる。【関係区局】
- (2) 国内で鳥インフルエンザの人への感染事例が発生した場合は、「横浜市新型インフルエンザ対策本部」（市本部長：市長）、各区に「〇〇区新型インフルエンザ対策本部」（区本部長：区長）を設置する。【各区局】
- (3) 適切な危機管理対策を迅速に講じるため、情報収集、事前対策を実施し、関係区局の連携体制の強化と、情報の共有化を図る。【各区局】

2 行動計画の見直し

- (1) 「横浜市新型インフルエンザ対策行動計画」について、随時見直しを行う。【健康福祉局、消防局、関係区局】
- (2) 行動計画を踏まえ、各区局における対策を策定し、情報共有を図る。【関係区局】
- (3) 行動計画を実効性あるものとするため、関係機関と連携して訓練を実施し、訓練結果を各区局の行動計画に反映させる。【関係区局】

II サーベイランス・情報収集**1 通常のインフルエンザに対するサーベイランス**

- (1) 感染症発生動向調査
感染症発生動向調査において「インフルエンザ（鳥インフルエンザを除く）」は、指定した医療機関の報告対象である五類感染症に位置付けられている。この報告に基づき全国約 5,000 か所（市内 150 か所）の医療機関（指定届出機関）における発生動向を把握する。【健康福祉局（衛生研究所）】
- (2) インフルエンザ関連死亡者数の把握
インフルエンザによる入院患者及び死亡者の発生動向を調査し、重症化の状況を把握する。【健康福祉局（衛生研究所）】
- (3) 学校等におけるインフルエンザ様疾患発生状況の把握（学級等閉鎖情報）
毎年のインフルエンザシーズンに、市立の小・中・高等・特別支援学校等や、市立保育園、市内幼稚園等の集団風邪による学校、学年、学級の閉鎖が実施された施設数と、その時点の欠席学童数等に関する調査を実施し、発生状況についての把握を行う。【健康福祉局、教育委員会事務局、こども青少年局】

- (4) 新型インフルエンザ発生を迅速に把握するため、INESID（感染症サーベイランス）によるサーベイランスを実施し、インフルエンザ様症状を呈する患者の発生動向を把握する。【健康福祉局（衛生研究所）】

4 情報収集

- (1) 新型インフルエンザに関する国内外の情報収集を行う。【健康福祉局】
 (2) 九都県市間での連携を図り、広域的な取組みを図る。【健康福祉局、消防局】
 (3) 在日米軍と情報交換を行うなど連携を図る。【政策局、健康福祉局、消防局】

＜ 情報収集源 ＞	
1	海外の流行状況の関連情報 世界保健機関（WHO）、国際獣疫事務局（OIE）、国連食糧農業機関（FAO）、外務省、厚生労働省検疫所（FORTH）等
2	国内の流行状況
○	厚生労働省
	・鳥インフルエンザに関する情報
	・今冬のインフルエンザ総合対策について
○	農林水産省
	・鳥インフルエンザに関する情報
○	国立感染症研究所
	・鳥インフルエンザに関する情報
	・インフルエンザに関する情報
	・感染症発生動向調査
	・インフルエンザ様疾患発生報告
	・インフルエンザ情報早期把握システム
	・インフルエンザ関連死亡迅速把握システム
	・WHOインフルエンザコラボレーティングセンター 等
3	市内・神奈川県内の流行状況
	・横浜市衛生研究所
	・神奈川県衛生研究所
	・神奈川県家畜保健衛生所

Ⅲ 情報提供・共有

1 情報提供

- (1) 情報提供に利用可能な媒体・機関について整理する。また、高病原性鳥インフルエンザ等の発生状況、対応措置、ウイルスに関する事等について、適宜、メディア等へ情報提供する。【政策局、市民局、健康福祉局、環境創造局、教育委員会事務局】

＜利用可能な媒体・機関＞	
○	記者発表
○	広報よこはま
○	テレビ、ラジオ 等
○	学校だより
○	横浜市ホームページ・ソーシャルメディア
○	関係団体・医療関係団体等の業界誌 等

- (2) WHOのフェーズ3の新型インフルエンザの発生、対応状況、感染予防策等について、ホームページ等により、市民に対して情報提供を行う。また、市内の外国人に配慮した情報提供を行う。【政策局、市民局、健康福祉局、環境創造局、消防局、教育委員会事務局】

＜掲載例＞Q & A、流行時に想定される事態、推奨する感染予防策

(3) 国内での新型インフルエンザ発生後における広報のあり方を検討する。【関係区局】

- ア 手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット等基本的な予防策について普及啓発を行う。
- イ 患者発生時に実施される濃厚接触者の外出自粛、学校・保育園等の臨時休業、集会の自粛など感染拡大に向けた周知を図る準備を行う。

2 相談窓口の設置

海外の状況を把握し、市民の不安に伴う相談窓口「帰国者・接触者相談センター」の設置準備を行う。併せて119番通報や横浜市コールセンター等への問合せの増加も想定されることから、関係区局と協議を行う。【健康福祉局、市民局、消防局、各区】

* 「帰国者・接触者相談センター」は、トリアージ機能及び新型インフルエンザに関する相談等の機能を担う。

3 情報の共有等

(1) 国内外の情報について共有する。【政策局、市民局、健康福祉局、環境創造局、教育委員会事務局】

＜情報収集源＞

- WHO、OIE、FAO、その他国際組織
- 厚生労働省、厚生労働省検疫所（FORTH）
- 官邸、内閣府、農林水産省、外務省、文部科学省
- 在外公館 等

(2) 厚生労働省・各都道府県間における緊急情報提供システム（メールシステム等）による情報提供に留意する。【健康福祉局】

(3) 外務省による海外での発生状況に関する情報提供に留意し、必要に応じて各関係機関に周知する。【政策局、市民局、健康福祉局、環境創造局】

IV 予防とまん延防止

1 横浜検疫所との連携等

(1) 横浜港保健衛生管理運営会議（横浜港感染症対策担当会議）において、横浜港における新型インフルエンザ対策について検討する。【健康福祉局、港湾局、消防局、関係区局】

(2) 横浜検疫所と連携し、新型インフルエンザに関する検疫ガイドラインを関係機関へ周知する。【健康福祉局】

(3) 検疫法に基づき横浜検疫所が行う港湾施設からの感染及び感染の拡散防止等の対応に協力する。【健康福祉局、港湾局、消防局、関係区局】

(4) 新型インフルエンザに関する検疫ガイドライン等に基づく図上訓練や実地訓練に協力する。【健康福祉局、港湾局、消防局、関係区局】

(5) 検疫集約港として横浜検疫所が行う新型インフルエンザ対策に協力するとともに、当該対策を区局行動計画に反映する。【関係区局】

- (6) 帰国を希望する在外邦人に対する円滑な帰国実現を図るため、受入体制を検討しておく。【関係局】

V 医療

1 地域医療体制の確保と整備

- (1) 感染症指定医療機関である市民病院で、鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ患者を受け入れるための体制整備を推進する。【健康福祉局、病院経営局】
- (2) 帰国者・接触者外来の設置準備
- ア 海外発生期において立ち上げる、新型インフルエンザの患者とそれ以外を振り分けるための「帰国者・接触者外来」の設置に向け、関係医療機関等との連絡協議を行い、地域医療体制の整備のための調整を図る。【健康福祉局】

< 関係医療機関 >

- 医療関係団体…横浜市医師会・横浜市病院協会・横浜市薬剤師会・神奈川県看護協会
- 帰国者・接触者外来設置予定医療機関…市立病院・市立大学附属病院・地域中核病院・公的性格を有する病院 等

- イ 帰国者・接触者外来設置に必要な医療資器材について検討・確保に努め、帰国者・接触者外来設置医療機関に提供する。【健康福祉局】
- ウ 帰国者・接触者外来設置時の検査体制について、医療機関から衛生研究所への搬送方法、衛生研究所での検査体制、結果の通知方法等について検討する。【健康福祉局】
- (3) 入院患者受入医療機関の確保
- 海外発生期以降、新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む。）の診療・治療にあたる医療機関等の整備を進める。入院患者を受け入れる医療機関については、市内医療機関等と調整を行い、患者の受入れにあたっては、医療機関の空床状況等を確認して調整する。【健康福祉局、病院経営局】

☆ 感染症指定医療機関の感染症病床の活用

- 横浜市内の感染症指定医療機関の状況（平成24年1月末日現在）
- 第一種感染症指定医療機関：1施設（病床数 2床）
 - ※ 横浜市立市民病院
- 第二種感染症指定医療機関：1施設（病床数24床）
 - ※ 横浜市立市民病院

☆ 感染症指定医療機関の感染症病床では隔離患者の対応に不足が生じる場合、結核病床を利用

- 利用予定の結核病床（平成24年1月末日現在）
- ※ 公立大学法人横浜市立大学附属病院 16床
- ※ 県立循環器呼吸器病センター 60床

☆ 感染症指定医療機関、結核病床で収容できなくなった場合を想定して、市立病院や地域中核病院、公的性格を有する病院等を中心に医療機関を調整

- ◇ 独立行政法人 国立病院機構 横浜医療センター50床
- ◇ 市立病院、市立大学附属病院、地域中核病院、公的性格を有する病院等

- (4) 市内での患者発生に備え、搬送体制の整備を確認するとともに、感染予防策を周知徹底する。
【健康福祉局】

2 市内感染期の医療の確保

- (1) 国の要請に基づき、全ての医療機関に対して、医療機関の特性や規模に応じた事業継続計画の作成を要請し、その作成を支援する。【健康福祉局、病院経営局】
- (2) 医療機関の収容能力を超えた場合に備え、公共施設等で医療を提供することについて検討する。【健康福祉局、病院経営局、教育委員会事務局】
- (3) 地域の医療機能維持の観点から、新型インフルエンザ患者（疑い例を含む。）に対応せず、原則として、がん医療や透析医療、産科医療等の常に必要とされる医療を行う医療機関や、特殊医療・高度専門医療を行う病院について検討する。【健康福祉局】
- (4) 児童及び高齢者や障害者等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の手段を検討する。【こども青少年局、健康福祉局】

3 ガイドライン等の周知等

- (1) 国の策定する医療に関するガイドライン等について、関係機関に周知する。【健康福祉局、病院経営局、消防局】
- (2) 神奈川県及び市内医療機関、その他関係機関と協力し、市内発生を想定したシミュレーション演習を行う。【健康福祉局、消防局、関係区局】

4 医療資器材の整備

帰国者・接触者外来の設置・運営を行う医療機関、入院患者受入医療機関、区福祉保健センター、消防局等で必要な医療資器材（例：PPE、レスピレーター、迅速診断キット等）の整備状況や搬送能力等について調査を行い、確保に努める。【健康福祉局、消防局、病院経営局、各区】

5 検査体制の整備

衛生研究所における新型インフルエンザに対する検査体制を整備する。【健康福祉局（衛生研究所）】

6 抗インフルエンザウイルス薬

- (1) 抗インフルエンザウイルス薬の情報収集等

発生している新型インフルエンザに対して、国内で流通している抗インフルエンザウイルス薬についての有効性、安全性、効果及びウイルスの薬剤耐性のほか、新たに開発されている抗インフルエンザウイルス薬についての情報、インフルエンザ迅速診断キットに関する情報等をWHO及びその他の国際機関、関係国、学術誌、厚生労働省等から収集し、必要に応じて各関係機関に周知する。【健康福祉局】

(2) 抗インフルエンザウイルス薬の確保

ア 国・神奈川県 の 備蓄量、備蓄方法等を把握する。【健康福祉局】

●参考 行政備蓄用抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量（平成24年1月末現在）	
○ タミフル	
・政府備蓄	約3,000万人分
・都道府県備蓄	約2,403万人分
・合計	約5,403万人分
○ リレンザ	
・政府備蓄	約300万人分
・都道府県備蓄	約558万人分
・合計	約858万人分
○ 神奈川県の備蓄量	
・タミフル	1,675万2千人分
・リレンザ	93万7千人分

イ 防疫従事者に感染が疑われる症状が出た場合に備え、抗インフルエンザウイルス薬による治療体制を検討する。【健康福祉局、環境創造局】

ウ 市内感染期に必要な抗インフルエンザウイルス薬の量を試算する。【健康福祉局】

(3) 抗インフルエンザウイルス薬等の適正流通

抗インフルエンザウイルス薬が、医療機関・医薬品卸売業者に対して安定的に供給されているか確認する。【健康福祉局】

(4) 国、神奈川県 の 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量等を踏まえ、本市における備蓄計画や使用方法について検討する。【健康福祉局】

Ⅵ ワクチン**1 情報収集等**

(1) 新型インフルエンザに有効なワクチンに関する情報を収集する。【健康福祉局】

(2) 発生している亜型に対するワクチンの有効性等について、WHO及び国際機関、関係国、学術誌、厚生労働省等から情報を収集し、必要に応じて各関係機関に周知する。【健康福祉局】

(3) ワクチンの供給方法及び流通全体を把握し、速やかに接種開始できるよう、各関係機関に周知する。【健康福祉局】

2 接種体制等

(1) 国の方針等を考慮し、本市における医療従事者及び社会機能維持者など、緊急的にワクチン接種が必要な者の具体的な範囲や接種順位に係る考え方を整理するとともに、必要数の把握に努める。【健康福祉局、消防局、病院経営局、各区】

(2) 国の方針等を考慮し、接種の役割分担、枠組みを策定し、ワクチン接種に必要な接種体制を構築する。【健康福祉局】

(3) 児童及び高齢者や障害者等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の手段を検討する。【こども青少年局、健康福祉局】

Ⅶ 社会・経済機能の維持

1 業務継続計画の策定

本市として、必要最小限の行政サービスを維持するため、「横浜市業務継続計画（新型インフルエンザ編）」を策定する。【消防局、健康福祉局、各区局】

2 市民、事業者に対する事前準備の要請

- (1) 市内感染期における在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事提供等、医療機関への搬送）や、自宅で死亡した場合の対応等について検討する。【こども青少年局、健康福祉局、各区】
- (2) 「事業者・職場における対策ガイドライン」、「個人、家庭及び地域における対策ガイドライン」等の内容を広く市民に周知し、また、個人や事業者が実施できる有効と考えられる感染防止策（「対人距離の保持」、「手洗い」、「咳エチケット」、「職場の清掃・消毒」、「定期的なインフルエンザワクチンの接種」）を広報する。【健康福祉局、関係区局】
- (3) 特に、市内感染期においても、社会機能の維持のための重要業務を継続することが求められる社会機能維持に関わる事業者（ライフライン・交通機関、金融、食料品・生活必需品等の製造・販売等）に対して、国の対応方針に基づき事業継続計画の必要性を周知し、計画策定を要請・支援する。併せて流通・運送方法についての体制整備を依頼する。【関係区局】
- (4) 市内感染期には、社会・経済機能の低下や外出制限等が予測されるため、パニック等の発生を防止するとともに、市民一人ひとりの協力を得られるよう、市民、事業者に対する事前準備を要請する。【各区局】
- (5) 国内で発生した際、感染拡大防止のため、社会的活動における人と人との接触機会を少なくするため地域・職場対策が実施されることから、市民に対して、各世帯での最低限の食料品・生活必需品等の備蓄の重要性を周知する。【各区局】

3 その他

- (1) 市内感染期に備え、病院内・外で、一時遺体安置所として使用する場所の確保に努める。【市民局、健康福祉局、病院経営局、各区】
- (2) 火葬場の処理能力についての把握・検討を行う。【健康福祉局】
- (3) 死亡者が多数にのぼった際の埋火葬の円滑な実施のため、個人防護具や納体袋・ドライアイズ等の消耗品等が確保できるよう準備する。【健康福祉局】

海外発生期

【状態】海外で新型インフルエンザが発生した状態

- 【目的】○ ウイルスの国内侵入をできるだけ阻止する。
○ 国内発生に備えて体制の整備を行う。

I 実施体制**危機管理体制**

海外において新型インフルエンザが発生した疑いがあり、国が「新型インフルエンザ対策本部」を設置した場合は、「横浜市新型インフルエンザ対策本部」（市本部長：市長）を設置、各区に「〇〇区新型インフルエンザ対策本部」（区本部長：区長）を設置し、国内での新型インフルエンザの発生に備え、監視及び医療体制等を一層強化する。【関係区局】

II サーベイランス・情報収集**1 サーベイランスの把握**

- (1) 新型インフルエンザ（疑い症例も含む。）の発生動向について、通常のサーベイランスを実施する。【健康福祉局】
- (2) 国内における新型インフルエンザ患者の発見し、新型インフルエンザの特徴の分析を行うため、国の方針に基づき全ての医師に新型インフルエンザ届出を求め、新型インフルエンザ患者及び入院患者の全数把握に横浜市としても務める。【健康福祉局（衛生研究所）】
- (3) 感染拡大を早期に探知するため、学校等におけるインフルエンザの集団発生の把握を行う。【教育委員会、健康福祉局（衛生研究所）】

2 情報収集

- (1) 新型インフルエンザ等の発生状況、疫学情報などについて、国や関係機関等を通じて発生国からの情報収集を強化し、必要に応じて関係機関に周知する。【健康福祉局】
- (2) 九都県市と連携して情報収集や感染拡大防止に取り組む。【消防局、健康福祉局】
- (3) 国内感染期に備え、在日米軍と情報交換を行うなど連携を図る。【政策局、健康福祉局、消防局】

III 情報提供・共有**1 情報提供**

- (1) 市民に対し、新型インフルエンザの発生及び対応状況等を適宜、情報提供する。また、市内の外国人に配慮した情報提供を行う。【政策局、市民局、健康福祉局、環境創造局、消防局】
 - (2) 新型インフルエンザの感染予防策等について、ホームページ等により情報提供を行う。【健康福祉局】
- ＜掲載例＞Q & A、流行時に想定される事態、推奨する感染予防策（不要不急の外出の自粛等）、

相談窓口、発熱等が生じた場合の受診方法等

2 帰国者・接触者相談センターの設置及び周知

- (1) 市民からの相談対応窓口として、原則 24 時間対応可能な「帰国者・接触者相談センター」を設置する。【健康福祉局、各区】
- (2) 市民に、発生国からの帰国者・患者との濃厚接触者を対象とした、相談窓口が開設されたことを周知する。【政策局、市民局、健康福祉局、消防局、各区】

3 情報共有

国等とインターネットなどを通じて、リアルタイムかつ双方向の情報共有を行う。【健康福祉局、消防局、関係局】

IV 予防・まん延防止

1 検疫・出入国等対策

- (1) 「水際対策に関するガイドライン」「検疫に関するガイドライン」のほか、新型インフルエンザに関する情報を収集し、必要に応じて関係機関に周知する。【健康福祉局】
- (2) 検疫法及びガイドラインに基づき検疫所が行う感染及び感染拡大防止等への対応に協力する。【健康福祉局、港湾局、消防局、関係区局】
- (3) 帰国を希望する在外邦人のため、検疫所の措置に協力する。【関係局】
- (4) 船舶を着岸させる必要が生じた場合のバースの指定など、検疫の実施に協力する。【港湾局】
- (5) 発生地域から日本に向かう航空機・船舶から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいた場合等に備え、防疫措置、疫学調査、入院患者受入医療機関への搬送・隔離・停留、接触者や同乗者の健康監視の実施等について、検疫所、その他関係機関との連携を確認・強化する。【健康福祉局、港湾局、病院経営局、関係局】
- (6) 国際航空・船舶会社から、到着前に検疫所に対し、発生地域からの入国者の中にインフルエンザ様症状を有する者がいるとの通報があった場合に、検疫所が指示する機内又は船内における有症者対策（有症者の隔離、マスクの着用、客室乗務員の特定等）、検体検査、疫学調査、指定医療機関への搬送・隔離・停留、接触者や同乗者の健康監視等について、情報収集する。【健康福祉局】
- (7) 必要に応じて、有症者が発生した航空機・船舶に同乗していた者の健康監視に協力する。【健康福祉局、関係区】
- (8) 海外修学旅行実施校や留学等に対し、発生国への渡航自粛や渡航変更など、又は、発生国からの受入自粛など、関係機関と連携し要請する。【教育委員会事務局、健康福祉局、政策局】

2 感染症法に基づく対応等

新型インフルエンザが発生したと認められた場合は、厚生労働省が病原体であるウイルスの血清型及び検査方法、診断及び治療、感染防止方法、感染症法の規定により実施する措置その他必要な情報を公表することとなっており、この情報を市内医療機関等に周知し、新型インフルエンザへの感染を否定できない患者が受診した場合、最寄りの福祉保健センターへ迅速な届出を要

請する。【健康福祉局、各区】

V 医療

1 新型インフルエンザに対する症例定義

国の新型インフルエンザに対する症例定義及びその修正等に留意し、適宜、関係機関に周知する。【健康福祉局、各区】

2 帰国者・接触者相談センターの設置

- (1) 市民からの相談対応窓口として、原則 24 時間対応可能な「帰国者・接触者相談センター」を設置する。【健康福祉局、各区】
- (2) 市民に対し、新型インフルエンザの発生国からの帰国者であって、発熱や呼吸器症状等を有する者は、「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、帰国者・接触者外来を受診するよう説明し、一般医療機関を受診しないよう周知徹底する。【健康福祉局、各区】
- (3) 医療機関からの 24 時間連絡窓口を設置する。【健康福祉局】

3 帰国者・接触者外来の設置

- (1) 帰国者・接触者外来設置を医療機関に対し要請し、設置に必要な物資等を提供するなど、国内発生に向けた準備を開始する。【健康福祉局】
- (2) 新型インフルエンザ発生国からの帰国者であって、発熱・呼吸症状等を有し、新型インフルエンザの罹患している可能性が高い者は、「帰国者・接触者外来」を受診させる。【健康福祉局・区】
- (3) 「帰国者・接触者外来」において、症例定義を踏まえ新型インフルエンザの患者又は疑い患者と判断した場合、直ちに保健所に連絡するよう要請する。【健康福祉局】
*弱毒型ウイルスであると判明した場合等は、「帰国者・接触者外来」を設置せず、一般の医療機関において、必要な感染拡大防止策をとった上で診療の受入準備を行うよう要請する。【健康福祉局】

4 疑い症例等への対応

帰国者・接触者外来において、医師は本人の渡航歴の確認、検体検査などを行い、状態に応じて、入院患者受入医療機関に搬送し、検査・診療を行う。【健康福祉局】

*検体は横浜市衛生研究所へ搬送し、亜型検査を行う。

5 抗インフルエンザウイルス薬

- (1) WHO等から抗インフルエンザウイルス薬への薬剤耐性等について、広く情報収集する。【健康福祉局】
- (2) 国・神奈川県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量、備蓄方法、流行時の放出方法等を把握する。【健康福祉局】
- (3) 抗インフルエンザウイルス薬の流通状況を勘案し、必要に応じ、医療機関に対して、患者との濃厚接触者、医療従事者、搬送従事者等に抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよ

う依頼する。【健康福祉局】

(4) 神奈川県と調整のうえ、抗インフルエンザウイルス薬の流通調整を図る。【健康福祉局】

(5) 国、神奈川県の抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量等を踏まえ、本市における備蓄量及びその使用方法を検討する。【健康福祉局】

Ⅵ ワクチン

1 プレパンデミックワクチンの接種

厚生労働省の決定に基づき、プレパンデミックワクチンが配布され次第速やかに、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、本人の同意を得たうえで、ワクチン接種をする。【健康福祉局】

2 パンデミックワクチン情報収集及び接種

厚生労働省が行うパンデミックワクチン製造に関する情報（種類・安全性）、ワクチン供給量について情報収集し、接種が可能になり次第、接種を開始できるよう、接種順位、接種体制（接種場所、接種医、接種用具の確保等）について検討する。【健康福祉局】

3 モニタリング

プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種開始に伴って厚生労働省が行う接種実施モニタリングに協力する。【健康福祉局】

Ⅶ 社会・経済機能の維持

1 業務継続計画の実施準備

「横浜市業務継続計画（新型インフルエンザ編）」について、計画実施を準備する。【各区局】

2 市民、事業者に対する事前準備の要請

(1) 「事業者・職場における対策ガイドライン」、「個人、家庭及び地域における対策ガイドライン」のほか、発生状況等に関する情報について、市民に周知する。【健康福祉局、各区】

(2) 個人や事業者が実施できる有効と考えられる感染防止策（「流行時の外出自粛」、「手洗い」、「咳エチケット」、「職場の清掃・消毒」、「定期的なインフルエンザワクチンの接種」）について、あらためて市民への周知をする。【健康福祉局、関係区局】

(3) 事業者に対し、新型インフルエンザの発生状況等に関する情報を基に、職場での感染防止策及び事業の継続又は自粛の準備等を行うよう要請する。また、事業継続に向けた対応を行うため、国の示す法令の弾力運用についても必要に応じて周知する。【関係区局】

(4) 市内感染期には、社会・経済機能の低下や外出制限等が予測されることから、パニック等の発生を防止するとともに、市民一人ひとりの協力を得られるよう、想定される事態や望まれる対応等について市民、事業者に徹底する。【各区局】

(5) 国内で発生した際、感染拡大防止のため、人と人との接触機会を少なくする地域・職場対策が実施されることから、市民に対し、予め、各世帯での最低限の食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう要請する。【各区局】

3 その他

- (1) 市内感染期における在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）への支援（見回り、訪問看護、訪問診療、食事提供等、医療機関への搬送）や、自宅で死亡した場合の対応等について、引き続き検討する。【こども青少年局、健康福祉局、各区】
- (2) 病院内・外で、一時遺体安置所として使用する場所の確保に引き続き努める。【市民局、健康福祉局、病院経営局、各区】
- (3) 火葬場の処理能力についての把握・検討を引き続き行うとともに、市内感染期で死亡者が増加した場合を想定し、一時的遺体安置所を検討する。【健康福祉局】

市内未発生期

【状態】国内で新型インフルエンザが発生しているが、市内での発生がない状態

【目的】市内での感染をできる限り抑える。

I 実施体制**1 危機管理体制**

「新型インフルエンザ対策本部」（市本部長：市長）を設置、各区に「〇〇区新型インフルエンザ対策本部」（区本部長：区長）を設置し、総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。【各区局、政策局】

2 情報収集**(1) 基本的対処方針等に基づく対応等**

国の決定する基本的対処方針や症例定義のほか、厚生労働省が、新型インフルエンザ等感染症が発生したと認められたときに公表する病原体であるウイルスの血清亜型及び検査方法、診断及び治療、感染防止方法、感染症法の規定により実施する措置その他必要な情報を収集する。

【健康福祉局、各区】

(2) 国・神奈川県等との連携・協力

県内外の新型インフルエンザの発生状況、抗インフルエンザウイルス薬の使用状況等について、情報収集を行う。【健康福祉局】

(3) 市内感染期に備え、在日米軍との情報交換を行うなど連携を図る。【政策局、健康福祉局、消防局】**II サーベイランス・情報収集****1 通常のインフルエンザサーベイランスを継続・強化する。【健康福祉局（衛生研究所）】****2 海外発生期に引き続き、新型インフルエンザ患者及び入院患者の全数把握、学校等のインフルエンザ集団発生強化を行う。【教育委員会事務局、健康福祉局（衛生研究所）、各区】****3 感染発生国・地域の情報収集**

厚生労働省が発表する情報のほか、WHO、OIE、FAO等から、海外での新型インフルエンザ発生状況、抗インフルエンザウイルス薬やワクチンの安全性・有効性等に関する情報を広く収集する。【健康福祉局、消防局】

III 情報提供・共有**1 情報提供****(1) 海外発生期に引き続き、海外渡航者に対し、海外での新型インフルエンザ発生状況等に関する情報提供を行う。【健康福祉局、消防局、各区】****(2) あらゆる媒体を利用し、市民に対して新型インフルエンザの情報を周知する。また、ホームページの内容等について、随時更新する。【政策局、市民局、健康福祉局、消防局、水道局、**

交通局】

- ア 国内・県内の発生状況、対応状況について情報提供し、市民への不要不急の外出の自粛、感染予防策、発熱等が生じた場合の受診方法等の注意喚起を行う。
- イ 人権に配慮した対応について市民等に周知する（誰もが感染する可能性があること、感染したことについて、患者・家族には原則責任がないこと等）。
- ウ 「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」、「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン」等の内容を市民に周知する。
- エ 市内の外国人に配慮した情報提供を行う。

2 相談窓口

- (1) 市民からの相談対応窓口である「帰国者・接触者相談センター」を充実・強化し、「帰国者・接触者外来」の役割、利用方法など周知する。【健康福祉局、各区】
 - (2) 医療機関からの24時間連絡窓口を設置し、診断・治療ガイドライン、Q&Aを作成し、医療機関に配布する。【健康福祉局】
- *弱毒型ウイルスの場合は、帰国者・接触者相談センターを設置せず、「インフルエンザ相談窓口」を設置する。

3 情報共有

国・九都県市等地方自治体、医療機関、関係機関等と可能な限りインターネット等を使用して、リアルタイムな情報共有に努め、対策の方針の迅速な受伝達と対策の現場状況把握を行う。【健康福祉局】

IV 予防・まん延防止

1 検疫・出入国等対策

- (1) 海外発生期に引き続き、横浜検疫所と連携した対応を行う。【健康福祉局】
- (2) 検疫法及びガイドラインに基づき検疫所が行う、港湾施設からの感染、及び感染の拡散防止等の対応に協力する。【健康福祉局、港湾局、消防局、関係区局・政策局】
- (3) 帰国を希望する在外邦人のため、引き続き、検疫所の措置に協力する。【関係局】
- (4) 船舶を着岸させる必要が生じた場合のバースの指定など、検疫の実施に協力する。【港湾局】
- (5) 港湾管理者として、関係機関を本船まで案内するなど検疫所、入国管理局と連携し必要な措置を講じる。【港湾局】
- (6) 厚生労働省の決定に基づき、プレパンデミックワクチンが配布され次第速やかに、港湾関係者など、水際対策関係者に対し、本人の同意を得た上で、ワクチン接種を行う。【健康福祉局、港湾局】
- (7) 発生地域から日本に向かう航空機・船舶から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいた場合等に備え、防疫措置、疫学調査、入院患者受入医療機関への搬送・隔離・停留、接触者や同乗者の健康監視の実施等について、検疫所、その他関係機関との連携を確認・強化する。【健康福祉局、港湾局、病院経営局】
- (8) 検疫所が発生地域からの入国者に対し実施する、新型インフルエンザ患者のふるい分けや、以下の措置の情報を収集する。【健康福祉局】

ア 新型インフルエンザ患者（疑い患者含む）の検疫法に基づく停留、隔離、治療

イ 新型インフルエンザ患者が乗っていた国際航空機・船舶の乗客に対する積極的疫学調査

(9) 国際航空・船舶会社から、到着前に検疫所に対して、発生地域からの入国者の中にインフルエンザ様症状を有する者がいるとの通報があった場合に、検疫所が指示する機内又は船内における有症者対策（有症者の隔離、マスクの着用、客室乗務員の特定等）、検体検査、疫学調査、入院患者受入医療機関への搬送・隔離・停留、接触者や同乗者の健康監視等についての情報を収集する。【健康福祉局】

(10) 必要に応じて、有症者が発生した航空機・船舶に同乗していた者の健康監視に協力する。【健康福祉局、関係区】

2 市内での感染拡大防止

(1) 市民、各関係者に対し、大規模集会開催や不要不急の旅行等の自粛、病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設など感染予防策の強化を要請する。【関係局】

(2) 個人・事業者が実施できる感染防止策について周知する。

ア 「流行時の外出自粛」「手洗い」「咳エチケット」「職場の清掃・消毒」の推奨。

イ 各世帯での食料品・生活必需品等の備蓄準備

ウ 発生地域における不要不急の大規模集会や興行施設等不特定多数の集まる活動の自粛

エ 事業者に対する不要不急の業務縮小要請

オ 公共交通機関等に対する利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等の感染防止対策

V 医療

1 医療体制の維持

帰国者・接触者相談センターにおける相談体制を充実・強化し、発生国からの帰国者や国内患者との濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を、帰国者・接触者外来での診療する体制を維持する。【市民局、健康福祉局、消防局、各区】

*弱毒型ウイルスの場合は、帰国者・接触者外来を設置せず、一般の医療機関に対して、必要な感染拡大防止策を取ったうえで診察の準備を行うよう要請する。【健康福祉局】

2 疑い症例等への対応

帰国者・接触者外来において、医師は本人の渡航歴の確認、検体検査などを行い、状態に応じて、入院患者受入医療機関に搬送し、検査・診療を行う。【健康福祉局】

*検体は横浜市衛生研究所へ搬送し、亜型検査を行う。

3 抗インフルエンザウイルス薬

(1) 情報収集

ア WHO等から抗インフルエンザウイルス薬への薬剤耐性等について、広く情報を収集する。【健康福祉局】

イ 国、神奈川県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄量、備蓄方法、医療機関等への放出方法等を把握する。【健康福祉局】

(2) 予防投与

市内感染期に備え、医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう要請するとともに、患者同居者等の濃厚接触者や、医療従事者には、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行うよう要請する。【健康福祉局】

* 有効性が確認されているワクチン接種を受けている場合は、感染者に接触後、インフルエンザ様症状が出た時点で投与することを原則とする。

* 弱毒型インフルエンザの場合は、予防投与は原則実施しない。

(3) 抗インフルエンザウイルス薬の流通調整を図る。【健康福祉局】

(4) 必要に応じ、本市備蓄の抗インフルエンザウイルス薬の使用について検討する。【健康福祉局】

VI ワクチン

《海外発生期の記載を参照》

VII 社会・経済機能の維持

1 業務継続計画の実施

「横浜市業務継続計画（新型インフルエンザ編）」について実施に着手する。【各区局・事業本部】

2 市民、事業者に対する注意喚起等

(1) 今後の感染拡大を想定し、個人や事業者が実施できる有効と考えられる感染防止策について広報し、周知・徹底を図る。【健康福祉局、関係区局】

(2) 今後の感染拡大を想定し、市内の事業者に対し、職場での感染拡大策の開始・強化や事業継続に不可欠な重要業務への重点化に向けた取組みができる準備を進める。【関係区局】

(3) 社会機能の維持に関わる事業者（ライフライン・交通機関、金融、食料品・生活必需品等の製造・販売等）に対し、事業継続に向けた取組を要請する。その際、国の示す法令の弾力運用等についても周知する。【消防局・健康福祉局、経済局】

(4) 今後の感染拡大を想定し、人と人との接触機会を少なくする地域・職場対策が実施されることから、市民に対して、各世帯での最低限の食料品・生活必需品等の備蓄準備を要請する。【各区局】

3 その他

(1) 感染期の在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、医療機関への搬送、死亡時の対応や、世帯把握等を進め、支援に備える。【こども青少年局、健康福祉局、各区】

(2) 病院内・外で、一時遺体安置所として使用する場所の確保に引き続き努める。【市民局、健康福祉局、病院経営局、各区】

(3) 火葬場の処理能力についての把握・検討を引き続き行う。【健康福祉局】

(4) 新型インフルエンザの発生による混乱に乗じて起こることが予想される各種犯罪を防止する

ため、広報啓発を図るとともに、適宜、神奈川県警察へ取締りの徹底を要請する。【消防局】

(5) 水道水の安全性確保のため、水道水への塩素注入量、残留塩素量の監視体制を強化する。【水道局】

市内発生早期

【状態】市内で新型インフルエンザが発生しているが、全ての患者接触歴を疫学調査ができる状態

【目的】市内での感染拡大をできる限り抑える。

I 実施体制**危機管理体制**

- 1 「新型インフルエンザ対策本部」（市本部長：市長）及び「〇〇区新型インフルエンザ対策本部」（区本部長：区長）を継続し、総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。【各区局】
- 2 神奈川県及び周辺自治体の発生状況に注意し、市内感染期に向けた体制準備を進める。【健康福祉局、消防局、関係局】

II サーベイランス・情報収集**1 サーベイランス**

- (1) 新型インフルエンザ患者及び入院患者の全数把握を行い、インフルエンザサーベイランスを継続・強化する。【健康福祉局（衛生研究所）】
- (2) 学校等での新型インフルエンザの集団発生 of 把握を強化する。【こども青少年局、健康福祉局（衛生研究所）、教育委員会事務局】

2 情報収集

《市内未発生期を参照》

III 情報提供・共有**1 情報提供**

- (1) あらゆる媒体を利用し、市民に対して国内外の新型インフルエンザの情報提供と具体的な対策等の詳細をわかりやすく提供する。また、ホームページの内容等について、随時更新する。【政策局、市民局、健康福祉局、消防局、水道局、交通局、教育委員会事務局】
 - ア 市内・神奈川県内の発生状況、対応状況について情報提供し、市民への不要不急の外出の自粛、感染予防策、発熱等が生じた場合の受診方法等の注意喚起を行う。
 - イ 「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」、「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン」等の内容を市民に周知する。
 - ウ 市内の外国人に配慮した情報提供を行う。
- (2) 市内感染期における社会機能の低下や外出制限等によるパニック等の発生を防止するため、市民一人ひとりの協力を得られるよう、想定される事態や望まれる対応等について、事業者や市民に徹底する。【関係区局・事業本部】
- (3) 市内で発生した場合は、国・県へ通報し、また、九都県市間での情報共有を図る。【健康福祉局】

2 情報共有

国・九都県市等地方自治体、医療機関、関係機関等と可能な限りインターネット等を使用して、リアルタイムな情報共有に努め、対策の方針の迅速な受伝達と対策の現場状況把握を行う。【健康福祉局】

3 相談窓口等

- (1) 市民からの相談対応窓口である「帰国者・接触者相談センター」を拡充のうえ、継続して対応する。【健康福祉局、各区】
- (2) 引き続き医療機関向けの24時間連絡窓口を設置する。また、国等からの情報に基づき診断・治療ガイドライン、Q&Aを作成し、医療機関に情報提供する。【健康福祉局】

IV 予防・まん延防止

1 検疫・出入国等対策

- (1) 海外発生期に引き続き、横浜検疫所と連携した対応を行う。【健康福祉局】
- (2) 検疫法及びガイドラインに基づき検疫所が行う、港湾施設からの感染、及び感染の拡散防止等の対応に協力する。【健康福祉局、港湾局、消防局、関係区局・事業本部】
- (3) 帰国を希望する在外邦人のため、引き続き、検疫所の措置に協力する。【関係局】
- (4) 船舶を着岸させる必要が生じた場合のバースの指定など、検疫の実施に協力する。【港湾局】
- (5) 港湾管理者として、関係機関を本船まで案内するなど検疫所、入国管理局と連携し必要な措置を講じる。【港湾局】
- (6) 厚生労働省の決定に基づき、プレパンデミックワクチンが配布され次第速やかに、港湾関係者など、水際対策関係者に対し、本人の同意を得た上で、ワクチン接種を行う。【健康福祉局、港湾局】
- (7) 発生地域から日本に向かう航空機・船舶から、インフルエンザ様症状を有する患者や死者がいた場合等に備え、防疫措置、疫学調査、入院患者受入医療機関への搬送・隔離・停留、接触者や同乗者の健康監視の実施等について、検疫所、その他関係機関との連携を確認・強化する。【健康福祉局、港湾局、病院経営局】
- (8) 検疫所が発生地域からの入国者に対し実施する、新型インフルエンザ患者のふるい分けや、以下の措置の情報を収集する。【健康福祉局】
 - ア 新型インフルエンザ患者（疑い患者含む。）の検疫法に基づく停留、隔離、治療
 - イ 新型インフルエンザ患者が乗っていた国際航空機・船舶の乗客に対する積極的疫学調査
- (9) 国際航空・船舶会社から、到着前に検疫所に対して、発生地域からの入国者の中にインフルエンザ様症状を有する者がいるとの通報があった場合に、検疫所が指示する機内又は船内における有症者対策（有症者の隔離、マスクの着用、客室乗務員の特定等）、検体検査、疫学調査、入院患者受入医療機関への搬送・隔離・停留、接触者や同乗者の健康監視等についての情報を収集する。【健康福祉局】
- (10) 必要に応じて、有症者が発生した航空機・船舶に同乗していた者の健康監視に協力する。【健康福祉局、関係区】
- (11) 検疫対策については、国が新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力、海外の状況、

国内の状況から、合理性が認められなくなったと判断した場合には、措置の縮小を実施するため、国の方針に基づき適切に対応する。【健康福祉局、港湾局、消防局、関係局区、政策局、港湾局】

2 市内での感染拡大防止

- (1) 「感染拡大防止に関するガイドライン」等に基づき、市内の感染拡大の防止を進める。【関係区局・事業本部】
- (2) 市民、各関係者に対し、次の点の自粛等を周知する。【関係区局・事業本部】
 - ア 市内における大規模集会開催、不要不急の旅行等の自粛
 - イ 個人・事業者が実施できる感染防止策（「流行時の外出自粛」、「手洗い」、「咳エチケット」、「職場の清掃・消毒」）の推奨。
 - ウ 各世帯での食料品・生活必需品等の備蓄準備
 - エ 興行施設等不特定多数の集まる活動の自粛
 - オ 学校、通所施設等に関する各設置者に対する臨時休業及び入学試験の延期等の要請。なお、市立学校については、教育委員会が適切な対応を指示する。
 - カ 事業所、福祉施設等に対するマスクの着用、うがい、手洗い等の勧奨。また、新型インフルエンザ様症状の認められた従業員等の出勤停止・受診の要請
 - キ 住民、施設入所者等に対するマスクの着用、うがい・手洗い等の勧奨
 - ク 事業者に対する事業継続に不可欠な重要業務以外の業務の縮小要請
 - ケ 公共交通機関等に対する利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等の感染防止対策

V 医療

1 医療機関等の整備

市内感染期に備え、医師会及び病院協会等と連携し、帰国者・接触者外来の対応から一般医療機関での対応へ変更するための準備を行う。【健康福祉局、消防局、市民局、各区】

2 新型インフルエンザに対する症例定義

厚生労働省の新型インフルエンザに対する症例定義及びその修正等に留意し、必要に応じて関係機関に周知するとともに、新型インフルエンザを否定できない患者が受診した場合、最寄りの福祉保健センターへの迅速な届出を要請する。【健康福祉局、各区】

3 市内発生患者及び接触者

- (1) 新型インフルエンザ疑い患者が「帰国者・接触者外来」を受診した場合は、検体検査を実施するとともに、本人の渡航歴や行動等を確認し、隔離等の措置を講ずる。【健康福祉局、各区】
- (2) 新型インフルエンザの感染が疑われる患者から採取した検体は、衛生研究所に搬送し PCR 検査を行う。【健康福祉局、各区】
 - ※ 確定診断は国立感染症研究所で行う。
- (3) 新型インフルエンザと診断された者に対しては、感染症法に基づき、入院勧告を行うとともに入院患者受入医療機関へ移送する。【健康福祉局、各区】

- (4) 新型インフルエンザ患者の家族等の濃厚接触者に対しては、健康観察期間を定め、外出自粛要請、健康管理の実施、有症時の対応を指導し、厚生労働省のガイドラインに基づき、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。なお、症状が出現した場合には直ちに入院勧告を行う。【健康福祉局、各区】
- (5) 児童及び高齢者や障害者等の入所施設等において、集団感染が発生した場合の医療提供の手段の確保に努める。【健康福祉局、各区】
- (6) 国の方針を踏まえ、在宅療養患者に対し医師が電話診療により新型インフルエンザの感染の有無を診断できた場合、ファクシミリ等により抗インフルエンザ薬等の処方箋を発行することの周知を行う。【健康福祉局】

5 抗インフルエンザウイルス薬

(1) 情報収集

WHO等から抗インフルエンザウイルス薬への薬剤耐性等について、広く情報を収集する。
【健康福祉局】

(2) 備蓄分の配分要請

国、神奈川県の方針に基づき備蓄されている抗インフルエンザウイルス薬の配分を要請し、医療機関等への配付を調整・検討する。【健康福祉局】

(3) 予防投与

「抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン」に基づき、新型インフルエンザウイルスの暴露を受けた者には、無症状又は軽微な症状であっても他人に感染されるおそれがあることから、十分な防護なく患者を診察した医療従事者や水際対策関係者、患者の同居者のほか、患者の行動範囲等を考慮した上で、患者との濃厚接触者、同じ学校・職場等に通う者、また、地域封じ込めが実施される場合には、当該地域の市民に対し予防投与を実施し、医療機関に投与を依頼する。【健康福祉局】

※ 有効性が確認されているワクチン接種を受けている場合は、感染者に接触後、インフルエンザ様症状が出た時点で投与することを原則とする。

- (4) 市内感染期に備え、抗インフルエンザウイルス薬の不足が予測される場合は、治療薬の確保のため、抗インフルエンザウイルス薬を適切に使用するよう医療機関に依頼する。【健康福祉局】
- (5) 必要に応じ、本市備蓄の抗インフルエンザウイルス薬の使用について検討する。【健康福祉局】

VI ワクチン

《海外発生期を参照》

VII 社会・経済機能の維持

1 業務継続計画の実施

「横浜市業務継続計画（新型インフルエンザ編）」について実施する。【各区局・事業本部】

2 市民、事業者に対する注意喚起等

- (1) 今後の感染拡大を想定し、個人や事業者に対し感染防止策について広報し、周知・徹底を図る。【健康福祉局、関係区局】
- (2) 市内事業者に対し、新型インフルエンザの発生状況等に関する情報を基に、職場での感染防止策の強化及び事業の継続又は自粛の準備等を行うよう要請する。【関係区局】
- (3) 社会機能の維持に関わる事業者（ライフライン・交通機関、金融、食料品・生活必需品等の製造・販売等）に対し、事業継続に向けた取組みを要請する。
また、国と連携し生活物資の高騰防止等に向けた調査・監視等を行うとともに、医薬品、食糧品等の円滑な流通の要請を行う。【経済局、消防局、健康福祉局】

3 その他

- (1) 市内感染期における在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、医療機関への搬送、死亡時の対応や、世帯把握等を進め、支援に備える。【こども青少年局、健康福祉局、各区】
- (2) 病院内・外で、一時遺体安置所として使用する場所の確保に引き続き努める。【市民局、健康福祉局、病院経営局、各区】
- (3) 火葬場の処理能力についての把握・検討を行い、市内感染期で死亡者が増加した場合を想定し、一時遺体安置所を検討する。【健康福祉局】
- (4) 新型インフルエンザの発生による混乱に乗じて起こることが予想される各種犯罪を防止するため、広報啓発を図るとともに、適宜、神奈川県警察へ取締りの徹底を要請する。【消防局】
- (5) 水道水の安全性確保のため、水道水への塩素注入量、残留塩素量の監視体制を強化する。【水道局】

市内感染期

【状態】国内でも感染期に入り、市内で患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった事例が生じており、入院措置による感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態

【目的】○ 医療提供体制を維持する。

○ 被害を最小限に抑える。

○ 医療機能、社会・経済機能への影響を最小限に抑える。

I 実施体制

危機管理体制

- 1 「新型インフルエンザ対策本部」（市本部長：市長）及び「〇〇区新型インフルエンザ対策本部」（区本部長：区長）を継続し、総合的かつ効果的な対策を強力に推進する。【各区局】
- 2 市長が「非常事態宣言」を行い、市内の対策を強化する。【政策局、健康福祉局、消防局】
- 3 横浜市は、神奈川県及び周辺自治体と協議して感染期移行時期を決定し、被害軽減に向けた対応を行っていく。【健康福祉局】

II サーベイランス・情報収集

1 サーベイランス

- (1) 学校における集団発生の把握の強化については中止し、通常のスーベイランスに戻す。【子ども青少年局、健康福祉局（衛生研究所）、教育委員会事務局】
- (2) 新型インフルエンザ患者及び入院患者の全数把握は中止し、インフルエンザに関する通常のスーベイランスに戻す。【健康福祉局（衛生研究所）】
- (3) 県内外の発生状況について注視する。【健康福祉局（衛生研究所）】

2 情報収集

- (1) 市内の新型インフルエンザ患者の発生状況について、迅速に情報収集する。【健康福祉局】
- (2) 国の新型インフルエンザの調査研究に関する情報（感染経路、感染力、潜伏期等）把握に努めるとともに、重症者の症状・治療法と転帰等の国の発表する情報収集を行う。【健康福祉局】
- (3) 関係機関からの情報収集
WHO、OIE、FAO等から新型インフルエンザの発生状況、抗インフルエンザウイルス薬の使用状況等について、国、神奈川県、九都県市等の関係機関等との情報交換を行う。【健康福祉局】
- (4) 在日米軍と情報交換を行うなど連携を図る。【政策局、健康福祉局、消防局】

III 情報提供・共有

1 情報提供

- (1) 市長が、市内の非常事態（新型インフルエンザパンデミック）を宣言し、市として更なる対

策強化を表明する。【全区局】

- (2) 引き続き、市内の新型インフルエンザ患者の発生状況について、迅速に情報収集する。【健康福祉局】
- (3) あらゆる媒体を利用し、市民に対して情報提供する。また、ホームページの内容等について、随時更新する。【政策局、市民局、健康福祉局、消防局、交通局、教育委員会事務局】
 - ア 市内・神奈川県内の発生状況、対応状況について情報提供し、市民への不要不急の外出の自粛、感染予防策、発熱等が生じた場合の受診方法等の注意喚起を行う。
 - イ 「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」、「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン」等に基づき、感染拡大防止方策内容を、市民に周知・徹底する。
 - ウ 市内の外国人に配慮した情報提供を行う。

2 情報共有

市内発生状況の把握を強化し、国・九都県市等地方自治体、医療機関、関係機関等と可能な限りインターネット等を使用して、リアルタイムな情報共有に努め、対策の方針の迅速な受伝達と対策の現場状況把握を行う。【健康福祉局】

3 相談窓口等

- (1) 「帰国者・接触者相談センター」で行ってきたトリアージ機能が終了するため、「新型インフルエンザ相談窓口」に名称を変更して、市民からの受診方法、予防策、ワクチン接種等の相談対応を継続的に行う。【健康福祉局、各区】
- (2) 医療機関からの連絡窓口は継続し、国により、随時修正のあった診断・治療ガイドライン、Q&Aを作成し、医療機関に配布する。【健康福祉局】

IV 予防・まん延防止

1 市内での感染拡大防止策

- (1) 施設等における感染対策の強化
 - 病院・高齢者施設等（基礎疾患を有する者が集まる施設）、行政施設等における感染予防策を強化するよう、各関係機関を通じて依頼する。【全区局】
- (2) 市民、各関係機関に対して、冷静な対応及び次の点の自粛要請等を周知・徹底する。【全区局】
 - ア 全市民に対する外出自粛
 - イ 全市民に対するマスクの着用、うがい、手洗い、咳エチケットの勧奨
 - ウ 各世帯での食料品・生活必需品等の備蓄状況の確認・補充
 - エ 電気・ガス・水道等の消費節減
 - オ 大規模集会や興行施設等、不特定多数の集まる活動について、原則、全ての活動の自粛
 - カ 市立の学校及び通所施設等に関する各設置者に対する臨時休業及び入学試験等の延期等
なお、市立学校については、教育委員会事務局が適切な対応を指示
 - キ 事業所、福祉施設等に対するマスクの着用、うがい、手洗い等の勧奨。また、新型インフ

- ル エンザ様症状の認められた従業員の出勤停止・受診等
- ク 事業者に対する不要不急の業務縮小要請
- ケ 公共交通機関等に対する利用者へのマスク着用の励行の呼びかけ等の感染防止対策

V 医療

1 患者への対応

- (1) 帰国者・接触者外来、帰国者・接触者相談センター及び感染症法に基づく患者の入院措置を終了する。
 新型インフルエンザの患者の診療を行わないこととしている医療機関等を除き、原則として、全ての医療機関において新型インフルエンザ疑い患者の診断・治療を行うよう、医師会・病院協会等と連携して各関係機関に周知する。【健康福祉局、病院経営局、各区】
- (2) 入院治療は重症患者を対象とし、予め作成した入院患者受入医療機関リストを基に、新型インフルエンザの入院患者の受入れを行うよう周知する。また、それ以外の患者に対しては、必要に応じて投薬を行い、自宅での療養を勧めることを周知する。【健康福祉局】
- (3) 新型インフルエンザ患者に対し、厚生労働省から提示される抗インフルエンザウイルス薬による治療を行うように周知する。【健康福祉局】
- (4) 入院患者数と病床利用率の状況を確認し、病床の不足が予測される場合には、あらかじめ作成しておいた医療機関以外の公的施設等で入院患者の対応を行うよう依頼する。【市民局、健康福祉局、消防局、各区】

2 抗インフルエンザウイルス薬

- (1) 情報収集
 WHO等から抗インフルエンザウイルス薬への薬剤耐性等について、広く情報を収集する。
 【健康福祉局】
- (2) 引き続き、国・神奈川県における抗インフルエンザウイルス薬の備蓄分について必要量を要求し、医療機関等への配付を実施する。【健康福祉局】
- (3) 抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の中止
 厚生労働省の要請により、予防投与を行わないよう医療機関に依頼する。【健康福祉局】
- (4) 流通の調整
 市内の抗インフルエンザウイルス薬の流通状況やインフルエンザの流行状況を基に、抗インフルエンザウイルス薬が必要な地域に供給されているかどうかを確認し、必要な量を供給するよう神奈川県と調整する。【健康福祉局】
- (5) 必要に応じ、本市備蓄の抗インフルエンザウイルス薬を使用する。【健康福祉局】

VI ワクチン

1 パンデミックワクチン

- (1) 厚生労働省によるパンデミックワクチンの生産及びワクチン供給量に一定の限界がある場合の優先接種者に関する情報収集を行うとともに、供給開始後速やかに実施できるよう、接種体制や広報・相談体制を整備する。【健康福祉局】
- (2) 医療従事者及び社会機能の維持に関わる者を対象に、本人の同意を得た上で、プレパンデミックワクチンの接種を行うが、パンデミックワクチンの生産供給量や、厚生労働省の決定によ

り、プレパンデミックワクチンの有効性が認められない場合は、医療従事者や社会機能の維持にかかわる者にパンデミックワクチンを先行して接種を行う。【健康福祉局】

2 モニタリング

接種の開始に伴い、厚生労働省が実施する接種実施モニタリングのワクチン有効性の評価、副反応情報の収集・分析の情報を把握する。【健康福祉局】

VII 社会・経済機能の維持

1 業務継続計画の実施

「横浜市業務継続計画（新型インフルエンザ編）」について実施する。【各区局】

2 事業の縮小・継続

- (1) 感染拡大を踏まえ、市内の事業者に対し、不要不急の業務の縮小、職場での感染予防策を一層強化するよう、徹底を要請する。【関係区局】
- (2) 社会機能の維持に関わる事業者（ライフライン・交通機関、金融、食料品・生活必需品等の製造・販売等）に対し、事業の継続を要請する。また、事業継続のための法令の弾力運用について、必要に応じて周知する。【消防局、健康福祉局、経済局】
- (3) 事業者の経営安定を行うために必要な特別融資措置など、国の方針に基づき支援方法について検討を行う。【消防局、健康福祉局、経済局、交通局】

3 社会機能維持に向けた市民への要請

新型インフルエンザの流行が治まるまで、各世帯で、食料品・生活必需品の備蓄状況を確認し、補充が必要な場合には、十分な感染防止策をとったうえで行い、また、電気・ガス・水道等の消費節減に努めるよう、市民に要請する。【各区局】

4 社会的弱者への支援

- (1) 関係団体の協力を得ながら、在宅療養者（児童・高齢者・障害者等）への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供等）、医療機関への搬送、死亡時の対応等や、支援準備を行う。【こども青少年局、健康福祉局、各区】
- (2) 介助者がいない児童・高齢者・障害者等を早急に把握し、必要に応じて可能な支援に努める。【健康福祉局、教育委員会事務局、各区】

5 遺体の火葬・安置

- (1) 引き続き、病院内・外で、一時遺体安置所として使用する場所の確保に努める。【市民局、健康福祉局、病院経営局、各区】
- (2) 死亡者が増加した場合、火葬場の処理能力増加を要請し、一時遺体安置所の活用を行うよう要請する。【健康福祉局】

6 犯罪の予防・取締り

引き続き、新型インフルエンザの発生による混乱に乗じておこることが予想される各種犯罪を防止するため、広報啓発を図るとともに、適宜、神奈川県警察へ取締りの徹底を要請する。【消防局】

小康期

【状態】患者の発生が減少し、低い水準で止まっている状態

【目的】社会・経済機能の回復を図り、流行の第二波に備える。

I 実施体制**1 危機管理体制**

国の新型インフルエンザ対策本部の「小康期」の宣言を踏まえ、市長は「非常事態宣言」の解除を行う。また、流行の第二波に注意しつつ、「新型インフルエンザ対策本部」（市本部長：市長）及び各区の「〇〇区新型インフルエンザ対策本部」（区本部長：区長）を解散する。【各区局】

2 行動計画の評価

厚生労働省における行動計画、ガイドライン、指針・勧告等の見直しを踏まえ、本市の行動計画に関する総合評価を行う。【健康福祉局、消防局】

II サーベイランス・情報収集**1 サーベイランス**

- (1) これまで実施してきた発生動向調査、サーベイランス等について評価し、人材、資器材の有効活用に向けて検討を行う。【健康福祉局（衛生研究所）】
- (2) 新型インフルエンザ患者及び入院患者の全数把握を中止し、インフルエンザに関する通常のサーベイランスを継続する。【健康福祉局（衛生研究所）】
- (3) 再流行の早期探知のため、学校等でのインフルエンザの集団発生の把握を強化する。【教育委員会、健康福祉局、こども青少年局】

2 情報収集

海外の新型インフルエンザ等の発生状況について、国等を通じて情報収集する。【健康福祉局】

III 情報提供・共有**1 情報提供**

- (1) 国等からの情報収集を引き続き行い、流行の第二波に備え、市民、事業者等のほか、市内の外国人に配慮した情報提供と注意喚起を行う。【各区局】
- (2) 引き続き、メディア等に対し、適宜、市内及び国内外の発生・対応状況について、情報提供を行う。【市民局、健康福祉局、消防局、政策局、教育委員会事務局】
- (3) 感染状況を踏まえ、新型インフルエンザ相談窓口を縮小・終了する。【健康福祉局】

2 情報共有

国や自治体、関係機関等との、インターネット等を通じたリアルタイムな情報共有を継続し、他の自治体の流行状況など把握する。【健康福祉局、消防局、各区】

Ⅳ 予防・まん延防止

市内の感染動向を踏まえつつ、外出や集会の自粛の解除、学校や通所施設等の再開等を行う時期について検討を行い、周知するとともに、まん延防止策を順次縮小する。【健康福祉局、消防局、関係区局・文化観光局】

Ⅴ 医療

1 医療体制

- (1) 新型インフルエンザ発生前の通常の医療体制に戻す。【健康福祉局、病院経営局】
- (2) 感染状況を踏まえ、「新型インフルエンザ相談窓口」を縮小・終了する。【健康福祉局】
- (3) 不足している医療資器材や医薬品の確保を行う。【健康福祉局、病院経営局、消防局、各区】

2 抗インフルエンザウイルス薬

- (1) 国のパンデミックを踏まえた抗インフルエンザウイルス薬の使用に係る指針（予防投与、治療方法）の見直し等の情報提供を行い、各医療機関に周知する。【健康福祉局】
- (2) 流行の第二波に備え、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行う。【健康福祉局】

Ⅵ ワクチン

- 1 製造されたパンデミックワクチンについて、国の定める接種順位に基づき、希望者への円滑な接種ができるよう、引き続き、国の動向に留意するとともに、神奈川県や関係医療機関との調整を図り、市民への情報提供、相談窓口の充実等に努める。【健康福祉局】
- 2 投与症例を踏まえ、パンデミックワクチン等の安全性・有効性に関する情報収集を行う。【健康福祉局】

Ⅶ 社会・経済機能の維持

- 1 社会機能の維持に関わる事業者（ライフライン・交通機関、金融、食料品・生活必需品等の製造・販売等）に対し、これまでの被害状況等の確認を要請する。
- 2 流行の第二波に備え、事業者の経営安定を行うため必要な特別な融資措置を行うなど、国の方針に基づき支援方法について検討を行う。【消防局、健康福祉局、経済局、交通局】
- 3 一般の事業者に対し、感染動向を踏まえつつ、縮小・中止していた業務を再開しても差し支えない時期について検討を行い、周知する。【消防局、健康福祉局、経済局、文化観光局】
- 4 社会的弱者への支援
 - (1) 本市及び各関係団体は、在宅療養者への支援を順次縮小する。【こども青少年局、健康福祉局、各区】
 - (2) 介助者がいない児童・高齢者・障害者等の把握を引き続き行い、必要に応じて可能な支援に努める。【健康福祉局、教育委員会事務局、各区】

国内で鳥インフルエンザが人に感染した場合の対策

I 実施体制

危機管理体制

- 1 国内で鳥インフルエンザの人への感染事例が発生した場合は、「横浜市新型インフルエンザ対策本部」（市本部長：市長）、各区に「〇〇区新型インフルエンザ対策本部」（区本部長：区長）を設置する。【各区局】
- 2 適切な危機管理対策を迅速に講じるため、情報収集、事前対策を実施し、関係区局の連携体制の強化と、情報の共有化を図る。【各区局】
- 3 横浜市内の家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥）において高病原性鳥インフルエンザまたは低病原性鳥インフルエンザへの感染が確認された場合は、直ちに神奈川県家畜保健衛生所に通報し、速やかに対策を講じる。【環境創造局】

II サーベイランス・情報収集

1 家きん等におけるサーベイランス

- (1) 神奈川県家畜保健衛生所が実施する家きん等におけるインフルエンザのサーベイランス及びモニタリングに協力し、情報収集する。【健康福祉局、環境創造局】
- (2) 家きん飼養者等から異常家きんの通報等があった場合は、整理の上、速やかに神奈川県家畜保健衛生所に連絡し、対策実施に協力する。【環境創造局】

2 鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス

- (1) 二類感染症に位置付けられている「鳥インフルエンザ（H5N1）」及び四類感染症に位置付けられている「鳥インフルエンザ（H5N1を除く）」について、医療機関及び獣医師からの届出により発生動向を把握する。【健康福祉局（衛生研究所）】
- (2) 医療機関に「鳥インフルエンザ（H5N1）」及び「鳥インフルエンザ（H5N1を除く）」を否定できない患者が受診した場合は、速やかに最寄りの福祉保健センターに届け出るよう依頼する。【健康福祉局、各区】

3 情報収集

- (1) 鳥インフルエンザに関する国内外の情報収集を行う。【健康福祉局、環境創造局】
- (2) 鳥インフルエンザの人、動物での発生・防疫措置状況等について、国・神奈川県等と情報交換を行い、連携して対応にあたる。【健康福祉局、環境創造局、消防局】

III 情報提供・共有

国内における鳥インフルエンザの発生状況及び対策等について、様々な広報手段を活用して市民へ正確な情報を提供する。【政策局、市民局、健康福祉局、環境創造局、教育委員会事務局】

IV 予防・まん延防止

1 家きん等への防疫対策

- (1) 神奈川県家畜保健衛生所等が実施する感染家きん等への防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）に協力する。【環境創造局、関係区局】

- (2) 農場の従業員、防疫従事者等の感染防御（ウイルス学的検査、マスク・防護服等の使用、予防接種・抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等）について、必要な支援を行う。【健康福祉局、環境創造局】
- (3) 防疫措置に伴い、周辺地域での警戒活動が必要な場合は、神奈川県を通じて神奈川県警察へ依頼し、警戒活動等の情報を収集する。【消防局、健康福祉局】
- (4) 被害処分羽数が大規模となるなど、緊急に対応する必要がある、神奈川県が自衛隊の部隊等に支援を依頼する場合の情報を収集する。【環境創造局、資源循環局、消防局、処分場所所管区】

2 人への鳥インフルエンザの感染防止策

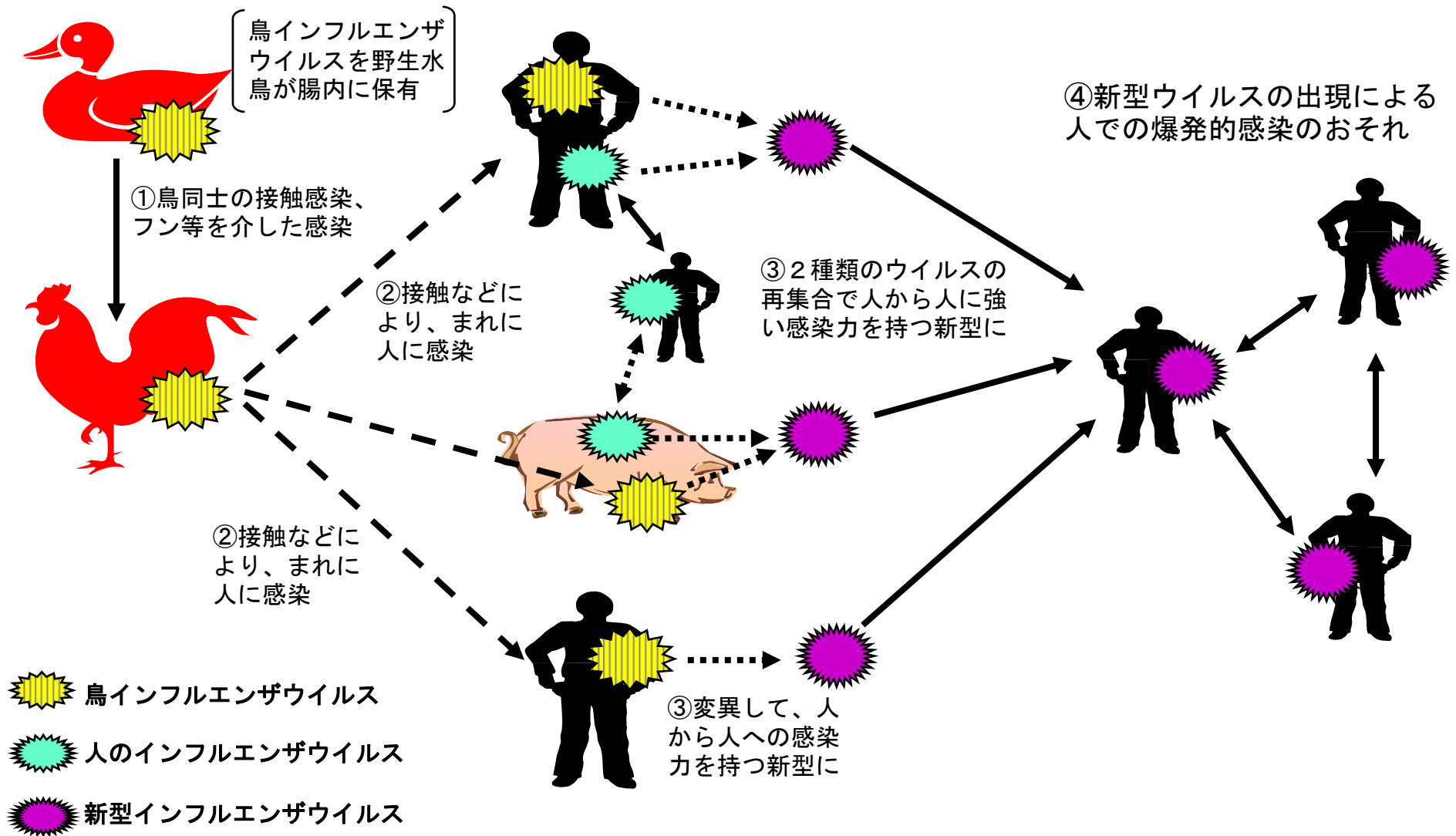
- (1) 水際対策として検疫所の実施する有症者の早期発見、診察、健康監視等に協力する。【健康福祉局、港湾局、消防局】
- (2) 国、都道府県等と連携して疫学調査や接触者への対応（外出自粛の要請、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与、有症時の対応指導等）、死亡例が出た場合の対応（埋火葬等）を実施する。
- (3) 防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等の実施を神奈川県警察へ依頼し、必要な対策を講じる。

V 医療

- (1) 厚生労働省からの発生状況に関する緊急情報に留意する。また、厚生労働省における「鳥インフルエンザ（H5N1）」及び「インフルエンザ（H5N1を除く）」等の届出基準の確認、見直し等について情報収集を行い、必要に応じ関係機関に周知する。
【健康福祉局】
- (2) 症例定義を満たす感染の届出があった場合は、入院患者受入医療機関等へ速やかに搬送をし、入院等の措置を講じるとともに、抗インフルエンザウイルス薬の投与等の適切な治療を行う。
【健康福祉局、病院経営局、関係区】
- (3) 感染が疑われる患者から検体を採取し、亜型検査、遺伝子検査等を実施すると共に、国立感染症研究所へ検体を送付し、確認検査を依頼する。【健康福祉局（衛生研究所）】
- (4) 積極的疫学調査を実施し、患者調査、感染源調査及び接触者への対応（接触者の範囲の特定、有症時の対応指導等）を行う。死亡例が出た場合の対応（剖検実施、埋葬方法等）等についても検討する。【健康福祉局、病院経営局、各区】
- (5) 感染源に対する迅速な措置について、各関係者に要請する。【健康福祉局、環境創造局、各区】
- (6) 必要に応じ、厚生労働省、神奈川県へ連絡を行う。【健康福祉局】

参 考 资 料

鳥インフルエンザと新型インフルエンザの関係



【用語解説】

○ インフルエンザ

インフルエンザは、インフルエンザウイルスによる感染症で、原因となっているウイルスの抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。

A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される。

（いわゆるA/ソ連型（H1N1）、A/香港型（H3N2）というのは、これらの亜型を指している。）

○ 鳥インフルエンザ・高病原性鳥インフルエンザ

A型インフルエンザウイルスを原因とする鳥の感染症のこと。このうち、家きんに対し高い死亡率を示すなど、特に強い病原性を示すものを「高病原性鳥インフルエンザ」という。

近年、鳥から人への偶発的な感染事例が認められているが、病鳥又はその死骸や、それらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合等に起こると考えられており、十分に加熱調理された鶏肉や鶏卵からの感染の報告はない。

なお、感染症法においては、鳥由来のH5N1亜型のインフルエンザウイルスが、人に感染することで引き起こす疾患を「鳥インフルエンザ（H5N1）」という。

○ 新型インフルエンザ

新型インフルエンザとは、季節性インフルエンザと抗原性が大きく異なるインフルエンザであって、一般に国民が免疫を獲得していないことから、全国的かつ急速なまん延（パンデミック）により国民生活に重大な影響を与える恐れがあると認められるものをいう。

平成21年4月に、メキシコや米国等で確認された新型インフルエンザ（A/H1N1）について、国は、感染症法第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症に位置づけ、感染の拡大を防止する様々な対応を国際的な連携の下に実施した。なお、現在はインフルエンザ（H1N1）2009に名称を変更し、季節性インフルエンザと同様の扱いとなった。

○ パンデミック

感染症の世界的大流行。特に、新型インフルエンザのパンデミックは、近年これが人の世界に存在しなかったために、ほとんどの人が免疫を持たず、人から人へ効率よく感染する能力を得て、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

○ 家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼養されている鳥。

なお、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

○ サーベイランス

見張り、監視制度という意味。特に人の感染症に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析

が行われている。

○ トリアージ

災害発生時等に多数の傷病者が発生した場合に、適切な搬送、治療等を行うために、傷病の緊急度や程度に応じて優先順位をつけること。

○ 人工呼吸器

レスピレーターともいう。救急時・麻酔使用時等に、患者の肺に空気又は酸素を送って呼吸を助けるための装置。

○ PPE (Personal Protective Equipment)

個人防護具を指す。マスク、ゴーグル、ガウン、手袋等のように、各種の病原体、化学物質、放射性物質、その他の危険有害要因との接触による障害から個人を守るために作成・考案された防護具。特に病原体の場合は、その感染を防御することが目的であり、感染経路や用途（スクリーニング、診察、調査、侵襲的処置等）に応じて適切なPPEを考案・準備する必要がある。

○ 帰国者・接触者外来

新型インフルエンザに係る診療を効率化し、混乱を最小限にするために設置される外来専門の医療施設。

海外の発生情報を基に発生国からの帰国者等に対し、新型インフルエンザの患者とそれ以外の患者を振り分けることで、両者の接触を最小限にし、感染拡大の防止を図ることを目的とする。

また、市内感染期では、帰国者・接触者外来を閉鎖し、感染防止策を徹底したうえで、基本的に全ての医療機関で新型インフルエンザ患者の診療を行う。

○ 感染症指定医療機関

感染症法に規定する特定感染症指定医療機関、第1種感染症指定医療機関及び第2種感染症指定医療機関及び結核指定医療機関のことであり、新感染症、一類感染症、二類感染症の患者の入院を担当する。

- * 特定感染症指定医療機関：新感染症の所見がある者又は一類感染症もしくは二類感染症の患者の入院を担当させる医療機関として厚生労働大臣が指定した病院。
- * 第1種感染症指定医療機関：一類感染症又は二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 第2種感染症指定医療機関：二類感染症又は新型インフルエンザ等感染症の患者の入院を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院。
- * 結核指定医療機関：結核患者に対する適正な医療を担当させる医療機関として都道府県知事が指定した病院もしくは診療所（これらに準ずるものとして政令で定めるものを含む。）又は薬局。

○ 感染症の定義及び類型

[新感染症] : 人から人に伝染すると認められる疾病であって、既知の感染症と症状等が明らかに異なり、その伝染力及び罹患した場合の重篤度から判断した危険性が極めて高い感染症

[一類感染症] : 感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から極めて危険性が高い感染症。(例：エボラ出血熱、ペスト等)

[二類感染症] : 感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点から危険性が高い感染症。(例：急性灰白髄炎、ジフテリア等)

[新型インフルエンザ等感染症]

・ 新型インフルエンザ：新たに人から人に伝染する能力を有することになったウイルスを病原体とするインフルエンザ。

・ 再興型インフルエンザ：かつて世界的規模で流行したインフルエンザであって、その後流行せず長期間経過し厚生労働大臣が定めるものが再興したもの。

[三類感染症] : 感染力及び罹患した場合の重篤性等に基づいて総合的な観点からみた危険性は高くはないが、特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起こしうる感染症。(例：腸管出血性大腸菌感染症 (O157) 等)

[四類感染症] : 人から人への感染はほとんどないが、動物や物件から感染する可能性があり、消毒等の措置が必要となる感染症。(例：A型肝炎、狂犬病等)

[五類感染症] : 国の感染症発生動向調査に基づき発生動向を把握する、国民の健康に影響を与えるおそれがある感染症。(例：インフルエンザ、麻しん、梅毒等)

[指定感染症] : 既知の感染症の中で一類から三類に分類されない感染症において一類から三類に準じた対応の必要が生じた感染症。

○ 感染症病床、結核病床

病床は、医療法によって、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床に区別されている。感染症病床とは、感染症法に規定する新感染症、一類感染症、二類感染症及び新型インフルエンザ等感染症等の患者を入院させるための病床であり、結核病床とは、結核の患者を入院させるための病床である。

○ 陰圧病床

院内感染を防ぐため、病室内部の気圧を外部の気圧より低くし、外部に感染症の病原体を拡散させないようにしている病床。

○ 指定届出機関

感染症法に規定する五類感染症のうち、厚生労働省令で定めるもの又は、二類感染症、三類感染症、四類感染症もしくは五類感染症の疑似症のうち、厚生労働省令で定めるものの発生状況の届出を担当する病院又は診療所。

○ PCR (Polymerase Chain Reaction : ポリメラーゼ連鎖反応)

DNAを、その複製に関与する酵素であるポリメラーゼやプライマーを用いて大量に増幅さ

せる方法。ごく微量のDNAであっても検出が可能のため、病原体の検出検査に汎用されている。インフルエンザウイルス検出の場合は、同ウイルスがRNAウイルスであるため、逆転写酵素（Reverse Transcriptase）を用いてDNAに変換した後にPCRを行うRT-PCRが実施されている。

○ 抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。

○ プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザウイルスが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルス薬を基に製造されるワクチン（現在は、H5N1亜型を用いて製造）。

○ パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

○ 帰国者・接触者相談センター

都道府県及び市区町村が保健所等に設置する電話対応専門の窓口。新型インフルエンザの患者の早期発見、それ以外の疾患の患者への感染の防止、地域住民への心理的サポート及び正しい対応の提供などを行うことを目的とする。

○ 新型インフルエンザ相談窓口

新型インフルエンザの発生段階が市内感染期に入ったところで、帰国者・接触者相談センターから新型インフルエンザ全般の相談に応じる窓口。市民からの不安対応、受診方法、予防方法、ワクチン接種方法など情報提供を行う。

○ 九都県市

首都圏の広域的あるいは共通の行政課題に積極的に対応するため、各知事・市長で構成される首脳会議が開かれている。構成する都県市は、東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県の一都三県、横浜市・川崎市・千葉市・さいたま市の4市、更に平成22年4月に政令指定都市となった相模原市を加えた9つの地方自治体。

○ 社会機能の維持に関わる事業者

社会・経済機能の維持に関して、新型インフルエンザの市内発生早期から市内感染期において、必要最小限の事業継続が要請される事業者。

国では、ライフライン・交通機関、金融、食料品・生活必需品等の製造・販売等の事業者を「事業者・職場における新型インフルエンザ対策ガイドライン」で示している。

【新型インフルエンザQ&A】

○ 新型インフルエンザとは？

新型インフルエンザウイルスは、動物、特に豚や鳥のインフルエンザウイルスが人に感染し、人の体内で増えることができるように変化し、人から人へと効率よく感染できるようになったもので、このウイルスが感染して起こる疾患が新型インフルエンザです。

新型インフルエンザウイルスは、いつ出現するのか、予測することは困難です。人間界にとっては未知のウイルスであり、ほとんどの人は免疫を持っていないため、急速な世界的大流行（パンデミック）を起こす危険性があります。

○ 新型インフルエンザ、鳥インフルエンザ、インフルエンザ、普通のかぜはどう違うのですか？

普通のかぜの症状は、のどの痛み、鼻汁、くしゃみや咳（せき）等が中心で、全身症状はあまり見られません。発熱もインフルエンザほど高くなく、重症化することはほとんどありません。

一方、毎年冬を中心に流行するインフルエンザの場合は38℃以上の発熱、頭痛、関節痛、筋肉痛等、全身の症状が強く、あわせて、普通のかぜと同様ののどの痛み、鼻汁等の症状も見られます。さらに、気管支炎、肺炎、小児では中耳炎、熱性けいれん等を併発し、重症化することがあるのもインフルエンザの特徴です。

インフルエンザの原因となるインフルエンザウイルスには様々な種類があり、自然界において、人以外の動物、特に、カモ、アヒル等の水鳥を中心とした鳥類に感染しています。インフルエンザウイルスが感染している鳥類の多くには症状はありませんが、他の鳥類に感染して症状が出た場合、それを鳥インフルエンザといいます。また、鳥インフルエンザの中でも、鳥類が死亡してしまう重篤な症状をきたすものを高病原性鳥インフルエンザといいます。

新型インフルエンザとは、従来は人に感染することがなかった鳥インフルエンザウイルス等が人に感染し、体内で増えることができるように変化し、人から人へと効率よく感染できるようになったウイルスによる疾患を指します。

○ どのくらいの人が感染しますか？

我が国政府は、人口の約1/4の人が感染し、医療機関を受診する患者数は、最大で2,500万人と仮定して対策を講じています。

また、過去に流行したアジアインフルエンザや、スペインインフルエンザのデータに基づいて推計すると、入院患者は53万人～200万人、死亡者は17万人～64万人と推定されています。しかし、これらはあくまでも過去の流行状況に基づいて推計されたものであり、今後発生するかもしれない新型インフルエンザが、どの程度の感染力や病原性を持つかどうかは不明です。

これ以上の被害が生じる可能性を否定できない一方、より少ない被害でとどまる可能性もありますので、実際の発生状況に応じて柔軟な対応がとれるように準備しておく必要があります。

○ どんな症状がでますか？

新型インフルエンザに変異することが懸念されている高病原性鳥インフルエンザの症状としては、これまで東南アジアなどでの事例では、発熱、咳など、人の一般的なインフルエンザと同様の症状に加え、下痢を認めた例もありました。また、致死率は60%以上と極めて高く、肺炎が主な死因となっています。

しかし、高病原性インフルエンザウイルスが人から人へ感染する新型インフルエンザウイルスに変異した場合、その症状の程度は、現在のところ予測が困難です。

○ 治療法はありますか？

現在、数種類の抗インフルエンザウイルス薬が開発されています。新型インフルエンザにも、通常のインフルエンザの治療に用いられている抗インフルエンザウイルス薬（ノイラミニダーゼ阻害薬等）が有効であると考えられています。ノイラミニダーゼ阻害薬のうち代表的なものとしては、経口内服薬のリン酸オセルタミビル（商品名：タミフル）と、経口吸入薬のザナミビル水和物（商品名：リレンザ）があります。

新型インフルエンザの発生に備えて、政府及び各都道府県では、抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を行っています。

○ 通常のインフルエンザの予防接種は有効ですか？

通常のインフルエンザの予防接種は、新型インフルエンザとはウイルスの種類が異なるため、感染防止の効果はほとんど期待できないと考えられています。

新型インフルエンザに対して効果が期待できるワクチンとして、プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンがあります。

プレパンデミックワクチンとは、新型インフルエンザウイルスが世界的大流行（パンデミック）を起こす以前に、“トリーヒト感染”の患者、又は鳥から分離されたウイルスを基に製造されるワクチンを指します。政府では、現在流行している鳥インフルエンザウイルス（H5N1）に対するワクチンをプレパンデミックワクチンとして製造、備蓄しています。

パンデミックワクチンは、“ヒトーヒト感染”を引き起こしているウイルスを基に製造されるワクチンです。プレパンデミックワクチンとは異なり、ワクチンの効果はより高いと考えられます。ただし、パンデミックワクチンは、新型インフルエンザが発生しなければ製造できないため、現時点で製造、備蓄は行えません。また、重症化防止に一定の効果は期待できますが、感染防止、流行阻止効果は保証されていません。

○ 予防法はありますか？

新型インフルエンザを含め、インフルエンザは、感染した人の咳、くしゃみ、つば等の飛沫とともに放出されたウイルスを吸入することによって感染します。そのため、外出後の手洗い、マスクの着用、流行地への渡航、人混みや繁華街への外出を控えること（不要不急の外出の自粛）が重要です。また、十分に休養をとり、体力や抵抗力を高め、日頃からバランスよく栄養をとることも大切です。

インフルエンザは、容易に人から人に感染するため、他人にうつさないことも重要です。インフルエンザに感染して症状のある人は、病気の悪化や周囲への感染を防ぐために、自宅で休養することが重要です。他人に接しなければならぬ場合は、咳やくしゃみをする際にはティッシュで口元を覆うか、マスクを着用することが重要です（咳エチケット）。

現状では、行動計画で想定している強毒性の新型インフルエンザは出現していませんが、出現した場合も通常のインフルエンザと同様に、このような感染予防対策に努めることが重要です。また、新型インフルエンザが流行して、外出を避けるべき事態となり、物資の流通が停滞することを想定して、普段から食料品や日用品を備蓄しておくことが望ましいと考えられます。

新型インフルエンザの患者と密に接する機会があり、感染している可能性がある方々に対しては、発症前に抗インフルエンザ薬を内服することで、発症の危険性を抑える予防方法（予防投薬）を実施することも検討されています。

○ 新型インフルエンザにかかったらどうすればよいですか？

発熱・咳・全身痛等、インフルエンザと思われる症状がある場合、事前連絡なく、近くの医療機関を受診すると、万が一、新型インフルエンザであった場合、待合室等で、他の患者さんに感染させてしまう「二次感染」のおそれがあります。

このため、新型インフルエンザが発生した際に設置される予定の「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、その指示に従い、専門の医療機関（帰国者・接触者外来）を受診してください。

なお、患者を受け入れる医療機関は、発生段階に応じて変わる可能性があります。随時、広報等でお知らせしますので、確認してください。

○ 対応する医療機関はどこですか？

横浜市では、横浜市立市民病院が、第一種感染症指定医療機関*、第二種感染症指定医療機関**に指定されています。新型インフルエンザ患者（疑い患者を含む）の診断・治療は、横浜市立市民病院で行います。

* ：エボラ出血熱、ペストなどの一類感染症に対応する医療機関

**：急性灰白髄炎、ジフテリアなどの二類感染症に対応する医療機関

○ 新型インフルエンザが大流行した場合、家庭で備蓄しておくことが望ましいものはどのようなものですか？

国の「個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策ガイドライン」では、災害時のように、最低限（2週間程度）の食料品・生活必需品等の備蓄推奨の例として、次の物品例を示しています。

個人での備蓄物品の例

食料品（長期保存可能なもの）の例	日用品・医療品の例
米	マスク（不織布製マスク）
乾めん類（そば、そうめん、ラーメン、うどん、パスタ等）	体温計
切り餅	ゴム手袋（破れにくいもの）
コーンフレーク・シリアル類	水枕・氷枕（頭や腋下の冷却用）
乾パン	漂白剤（次亜塩素酸：消毒効果がある）
各種調味料	消毒用アルコール（アルコールが60%～80%程度含まれている消毒薬）
レトルト・フリーズドライ食品	常備薬（胃腸薬、痛み止め、その他持病の処方薬）
冷凍食品（家庭での保持温度、停電に注意）	絆創膏（ばんそうこう）
インスタントラーメン、即席めん	ガーゼ・コットン
缶詰	トイレットペーパー
菓子類	ティッシュペーパー
ミネラルウォーター	保湿ティッシュ（アルコールのあるものとないもの）
イオン飲料（スポーツ飲料）	洗剤（衣類・食器等）・石鹼
ペットボトルや缶入りの飲料	シャンプー・リンス
育児用調製粉乳 （ペットがいる方はペットフードなど）	紙おむつ
	生理用品（女性用）
	ごみ用ビニール袋
	ビニール袋（汚染されたごみの密封等に利用）
	カセットコンロ
	ボンベ
	懐中電灯
	乾電池